

令和2年 第3回定例会

美深町議会議録

令和2年9月14日 開会

令和2年9月18日 閉会

美深町議会

令和 2 年第 3 回定例会
美深町議会会議録
第 1 号 (令和 2 年 9 月 14 日)

◎議事日程 (第 1 号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第 42 号の提案説明
- 第 7 議案第 43 号の提案説明
- 第 8 議案第 44 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 9 議案第 45 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 10 議案第 46 号 北海道市町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第 11 議案第 47 号乃至議案第 49 号の提案説明
- 第 12 認定第 1 号乃至認定第 7 号
- 第 13 報告第 6 号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第 14 休会日の決定

◎出席議員 (11 名)

1 番	名 取 明 美 君	2 番	田 中 真奈美 君
3 番	和 田 健 君	4 番	五十嵐 庄 作 君
5 番	岩 崎 泰 好 君	6 番	藤 原 芳 幸 君
7 番	小 口 英 治 君	8 番	中 野 勇 治 君
9 番	荒 川 賢 一 君	10 番	齊 藤 和 信 君
11 番	南 和 博 君		

◎欠席議員 (0 名)

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	川端秀司君	住民生活課長	渡辺美由紀君
保健福祉課長	後藤裕幸君	農務課長	山崎義典君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	政岡英司君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	内山徹君	税務グループ主幹	中林秀文君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	竹田哲君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長	草野孝治君	教育次長	望月清貴君
教育グループ主幹	大堀裕康君	教育グループ主幹	和田政則君

◎農業委員会

農業委員会会长	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	玉置一広君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	玉置一広君	事務局副主幹	服部満君
------	-------	--------	------

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので令和2年第3回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において、5番 岩崎議員、6番 藤原議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から18日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は本日から18日までの5日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告をいたします。まず、閉会中の議長の動向及び各委員会の活動につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に閉会中、議長が受理しました陳情等について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、他3件は議会側議案に写しを添付しています。次に、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率報告書および資金不足比率報告書、教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和元年度美深町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書。代表監査委員から令和2年8月実施の例月出納検査報告書は議会側議案に写しを添付しています。次に、本定例会の提出議案について申し上げます。長側提出のものは条例の一部改正2件、規約の変更3件、

補正予算3件、決算の認定7件です。議会側提出のものは委員会報告1件です。次に、一般質問について申し上げます。一般質問通告者は、名取議員ほか1名です。次に、説明員については一覧表を配布しています。最後に会期中について、新型コロナウイルス感染予防対策として議場内換気のため一部ドアをあけております。また傍聴席において、座席を空けて座ることにご協力をお願いしています。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（南 和博君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 行政報告を申し上げます。いよいよ9月に入り収穫の秋を迎える時期となりました。本日第3回定例会の開会にあたりまして行政報告を申し上げます。1つ目には、農作物の生育状況。2点目については、町有車両の交通事故について。3点目については、8月の豪雨災害についての以上の3点についてご報告を申し上げます。まず、農作物の生育状況については、関係機関で9日に実施の成育状況の調査の結果によるところでありますけれども、生育及び収穫作業ともに概ね順調であると、こう伺っている訳であります。今般、別紙配布の農作物の概要をもって報告とさせていただきます。

次に町有車両に係る交通事故についてご報告を申し上げます。7月3日午前11時40分頃、美深町字泉の国道275号と町道日野道路交差点にて発生した交通事故についてご報告を申し上げます。今事故は、町道の草刈り作業に関して、委託先の美深町環境整備協同組合の運転手が町有車両を運転し、作業の現場に向かうため国道を右折しようとした際、対向車線を幌加内方面から美深町に向かって直進をしてきたバイクと衝突をいたしました。この事故で町有車両の損傷等はなかったものの、オートバイ運転手はドクターへリで名寄市立病院に搬送されて緊急手術を受け、右足を切断する重症となったものであります。オートバイ運転手は、群馬県在住の66歳男性で、8月16日に名寄市立病院から群馬県前橋市の病院に転院し、現在はリハビリを行っているところであります。事故の原因といたしまして、草刈り車側の右折時の確認不足が大きな要因と思われます。その他の状況と致しましては、交差点が国道のカーブ箇所と重なり、見通しが良くないことや、オートバイ側も相当のスピードが出ていたことなどがわかつております。しかしながら、過失割合がまだ確定しておりません。事故後の委託先の対応としては役員を召集し、交通事故労働災害の撲滅の決意や全体の交通安全教育、運転手が所属する会社への処分などを行っております。町としては、交通安全教育徹底の通知のほか、交通安全教育に出席して、作業時はも

とより通勤時間等の交通安全の徹底について講話をしてきたところです。今回の交通事故において、相手方が重傷を負ったことは町として重く受け止めているところであります。本事故の解決に向けて誠意を尽くして参りたいと思っております。この事故に掛かる損害補償の額の決定について、協議が整い次第、議会にお諮りをしていく予定であることを申し上げ、交通事故のご報告といたします。

最後に8月の豪雨災害についてご報告を申し上げます。8月6日、台風4号から変わった低気圧が前線を伴って発達し、美深町では山間部を中心に総雨量98.5mm、時間当たり最大雨量は38.5mmを記録いたしました。この豪雨により、美深歌登線の起点から函岳の山頂までの前線で路盤などに被害を受け、同日から交通止めの措置をとるとともに函岳でレーダー基地を所管する開発局と協議し、8月24日から復旧にあたって頂いております。全体として軽妙なものも含め町道が15路線で42キロメートル。河川及び排水路では3本、5カ所が被災をし、議案第47号の一般会計補正予算（第5号）の災害復旧費で1,295万4千円の追加について提案をしているところであります。なお、このうち報徳線の法面崩壊箇所については大部分が盛土復旧となることから本年度は現場保全のみとし、来年度本復旧費を計上いたします。この復旧にあたっては、農業の収穫や林業の施業等に影響する箇所もあり、現予算内で応急的な対応をし、最終的には、河川災害を除いて10月中旬までには終えると見込んでいるところであります。以上、8月の豪雨災害のご報告といたします。全体で3点について申し上げまして行政報告といたしたところでございます。以上であります。

○議長（南 和博君） 只今の行政報告に関しあ尋ねの向きがありましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 別段なければ本件報告済みといたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第5 一般質問を行います。一般質問の通告者は2人です。発言の順序は通告の順序といたします。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順にしたがって発言を許します。

1番 名取議員。

○1番（名取明美君） コロナ禍の中、皆様ご苦労様です。この状況はさらに続きます。町民皆様のご苦労を少しでも和らげるために知恵を出していきたいと思っております。それでは一般質問に入ります。項目 社会福祉、件名 コロナ禍における高齢者の介護予防の勧め方について。コロナ禍の中で高齢者の活動が自粛されています。全町シニア元気アッ

フェスタや福祉大会など、様々な行事が中止され活動の場がなくなっています。各地域の自治会サロンも開催が遅れて行われています。コロナ禍の中、フレイルという状態が問題視されています。フレイルとは、健康状態と要介護状態の中間であります。日本老年医学会が2014年にフレイルという概念を提唱いたしました。フレイルとは日常生活や自立度の低下を経て要介護の状態に陥っていく、この心身機能の点著の低下を虚弱と呼んでおり、要介護への最たる要因です。具体的には、体重減少、握力が弱い、疲労感がある、歩くのが遅い、運動の習慣がないことです。今、フレイル問題は急速に進んでいます。ただフレイル状態は適切に支援を受けることで健康な状態に戻ることができる時期でもあります。高齢者の健康を守るために基礎体力づくりとして運動は効果があります。高齢者のフレイル対策として自宅での運動が重要になります。自宅での運動で介護予防を勧める方法を考えなければならないと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

1 コロナ禍において介護予防事業が十分に出来ているのか、現在の状況をどのように考えているのか。

2 自宅での取り組みとして、防災端末機を活用しラジオ体操を流すなど、基礎体力の向上のために今、出来る取り組みはないのか。

3 コロナ禍の終息が見えない中、高齢者がフレイル状態にならないために今後介護予防事業をどのように進めていくのか町長の所見をお伺い致します。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、名取議員からコロナ禍における高齢者の介護予防の勧め方についてのご質問をいただいたところでございます。まず、コロナ禍における介護予防事業の現状についてのご質問でありますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で3月から5月の緊急事態宣言下では、保健センターで実施している運動機能向上教室や社会福祉協議会・各自治会が実施しているサロン事業のほとんどが中止となった状況であります。緊急事態宣言が解除された6月からは、新しい生活様式や施設利用等の段階的緩和を目安にしつつ、サロン等が感染予防対策を行ながら再開されてきているわけであります。中でも参加者が多い社会福祉協議会のサロンは、密集を防ぐため2つのグループに分けるなどの工夫をしながら再開している状況と伺っております。再開後、病気や入院、手術などの理由から数名の方が参加していないとお聞きしておりますけれども、参加されなくなった方々については、それぞれ社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが訪問や電話連絡を行い、状況の把握等をおこなっているとのことでもあります。また運動機能向上教室やサロンでは、感染が心配で参加を自粛されている方がほとんどないという状況もあるわけでありますけれども、消毒の徹底や密を避けるなど感染予防対策を取り組みながらではありますけれども、ほぼ従来通りの事業が取り組まれていると考えているわけでありま

す。また地域包括支援センターでは、7月に80歳以上の独居高齢者で介護保険サービスを利用していない方に対して電話連絡を行い、健康状態や生活状況の確認を行っているわけであります。対象となった方々についてニーズ的なことを申し上げますと、89名が対象となっているようありますけれども、63名の状況を把握しながら、留守等の方々26名に継続して確認作業等を行っているというように伺っているわけであります。その方々は緊急事態宣言が解除されてから少しずつサークル活動などを再開されたり、畠作業や散歩、買い物等で外出をしている方も多く、コロナ禍でも特に生活や身体に大きな支障がないという状況を確認してきているわけであります。しかしながら、ご質問にもありますように様々な行事やイベントが中止されており、これまで積極的に活動されていた高齢者においては、外出の機会が減り、社会参加活動が減っている状況は否めないという認識に立っているわけであります。これまでも電話での呼びかけや町広報での介護予防に関する周知をして参りましたけれども、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、さらに運動などで介護予防を進めていく必要があると考えております。次に基盤体力の向上に向けた取り組みはないのかというご質問をいたいたところでございます。介護予防に必要な自宅ができる運動については、これまでの町広報や回覧を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染予防と併せて運動のポイントなどを周知してきているところでもあります。今後さらに外出期間が減る冬期間に向けて、防災情報端末機等を活用した情報の発信について現在検討をしているところもあり、外出を控えている高齢者に自宅での運動を勧めるなど介護予防に努めて参りたいと考えております。次に、コロナ禍において介護予防をどのように進めていくのかという質問もいたいたところでございます。先程も申し上げましたけれども、冬に向けて更に外出が減り、活動が低下することが懸念されています。新型コロナウイルス感染症の心配とあわせて、これから冬にかけてインフルエンザの流行時期を迎えることとなり、高齢者のみならず感染症対策が重要となってくると考えております。こうした中での対策といたしましては、サロン等を実施している社会福祉協議会や自治会に対して、消毒液などの感染予防用品の配付や介護予防・健康体操DVDの貸し出しなどにより、感染予防対策を十分に行っていただきながら介護予防事業を継続出来るよう支援して参ります。また健康寿命を延ばしていくためにはフレイル予防は重要な課題であると認識しており、高齢者には社会参加の促進や活動低下によるフレイル等のリスクが高まることについての啓蒙も引き続き行い、運動や生活での工夫等についての町広報や回覧、防災情報端末機などを活用しながら情報を提供して参りたいと考えております。フレイルとの概念等々については、今ご質問ありましたけれども、それぞれ認識は一致するものでございますのでご理解を頂きたいと思います。尚、回覧等で4月さらには9

月等で包括支援センター等でのフレイルも合わせてこのようなことをしたらよろしいのではないかということも広報しておりますので、ご理解をいただきたいと思っているところございます。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 福祉活動が開催されず町民の健康に不安を感じていました。先程、町長も言われておりましたが、社会福祉協議会は3密防止を行うために、いきいきサロンを2グループに分け、1人が月2回までしか参加できない条件で開催をしております。8月のサロンでは第1グループ25名の内11名の参加。第2グループ23名の内9名の参加と約4割の参加率でした。コロナ感染を恐れ、参加を控えた人が多かったとの関係者の声を聞きます。発症していなくても保菌者はいると思います。それを考慮した上で活動を進めていかなくてはなりません。3密防止と消毒、マスク着用は今後も守っていかなくてはなりません。継続して注意することは大切なことで、その中で活動を進めていくことが大切なことです。しかし、ソーシャルディスタンス、3密防止を守らない活動が出て来ています。地域でやっている活動までには3密防止やマスク着用が行き届いていないことに心配するところであります。住民に新しい生活様式が徹底されていないことに心配しています。行政で指導しなくてはならないと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程、社会福祉協議会、さらには自治会等でやっている、催して頂いている対策等についてご質問、答弁として十分やれているような話をいたしましたけれども、少しその中においてやり切れていない部分があるのかなと思ったりするわけであります。さらにまた、今3密のご指摘もあったところでございます。行政としても、また私個人としてもその辺について努力し、町民にその辺の徹底をお願いして参りたいと思いますのでご理解をお願いします。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 地域の方が徹底して出来ない理由は、昔から知っている仲間だったり近所だったり、親密であったり、距離感をとると寂しさを感じてしまうのが地域の特徴なのです。行政の方でコロナ禍の時期であるので、寂しいとは思いますが3密をご協力して頂きたいと指導してほしいと思います。もう一度町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 最後の答弁になるわけでありますけれども、努力して参りたいと思います。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 今、町長から努力して参りたいというお言葉をいただきました。夏場は窓を開けることにより密閉を予防することができますが、冬場に向けては出入り口を開放し、サーキュレーターなどにより空気の循環をしなければ室内活動をすることが出来なくなります。密集と密接は人数制限により避けることができますが、密閉につきましては、夏は窓を開放していますが、冬場に向けてはなかなか難しいものがあります。その中で活動をしていく方法を考えなければなりません。町長、冬場に向けてのサーキュレーターの活動による空気の循環で密閉対策をしてはいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 夏場の状況、特に今年は暑かったわけでありまして、ただここに来て急に寒さも訪れておりまして、窓もかなりしまっているのかなと思っておりますけれども、今サーキュレーター等のお話もあったわけであります。そういうことも含めながら何が良いのか、出来る限りの努力をしていきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 福祉活動を中止すると町民の健康状態の確認ができないだけではなく、参加者のコミュニケーションによる心の交流ができなくなる問題もでてきます。身体能力だけではなく、精神的にも大きく影響いたします。3密を防止しながら交流の場を維持する必要性があると私は思います。2番目の質問につきまして、町長は先程、さらに外出が減る可能性があるというように答弁されておりましたが、私は運動の習慣づけが大事だと思っております。ラジオ体操につきましては、私は基礎体力をつけることによって免疫力も高まると考えています。結果、感染を防止し感染しても重篤化しない体力をつけることが大事だと思います。フレイル問題に対応するためには、この基礎体力をつけることが最も重要です。コロナ禍の中、感じたことが2点あります。はじめのキーワードとして、自宅であります。2つ目は、運動であります。自宅についてはコロナ禍の中、自宅での時間が増え、どのように過ごすかが大切です。外出自粛と言われ、自宅で我慢されていると思います。この自宅での時間を有効に活用することが大切です。私はまず、基本的な運動として誰でもができるラジオ体操が最も適していると思います。子どもから高齢者まで誰でも知っている運動です。子どもは夏休みにラジオ体操をしています。夏休み期間、1日のリズムを保つために決まった時間に行われています。高齢者にとってもラジオ体操は家でできる3密を避けられる、誰でも知っている、季節に関係ない、座ってでもできる、免疫力を高める全身運動であります。高齢者にとって適している運動です。コロナ禍の中、生活リズムが乱れ健康にも悪い影響がではじめています。そこで自宅での運動として行政の支援として、防災端末機を活用し、決まった時間にラジオ体操を流すことが有効だと思

います。町民の健康を守るために、ラジオ体操を決まった時間に流し、生活リズムを保ち基礎体力の向上を目指してはいかがでしょうか。町長、どのように思われますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的に、今ラジオ体操のお話を伺ったところでございます。役場全体としてこれらを検討しながら3密を避けながらラジオ体操等の件については検討していくみたいと。今直ちにどうするこうすることは申し上げませんけれども、検討させていただきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 本当によろしくお願ひいたします。今回のこの判断は、今後の美深町の介護予防に大きく影響すると思います。お願ひいたします。エクササイズイズメディスンという言葉があります。直訳しますと、運動は薬。つまり運動することは薬を飲むのと同様の効果があり、アメリカのスポーツ医学会が強く発信しているメッセージです。運動が健康な生活を送る為には、もっとも重要です。最後に介護予防として包括支援センターの運動機能教室、社会福祉協議会・各自治会において週一回のふまねっとが行われてきましたが、基礎体力維持及び向上には不十分でないかと思いながら活動をしてきました。コロナ禍の中で私は、毎日の運動の習慣づけによる基礎体力作りを基本とすることが大切だと気付きました。特に自宅での運動が大切であり、自宅での運動に着目し、ラジオ体操を提案させていただきました。精神的・肉体的支援として介護予防事業も欠かすことはできないと思います。新しい生活様式を守り、積極的な支援を行わなければならないと思います。町長、運動の習慣づけと介護予防事業の両輪で積極的な支援を必要であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今ご質問で運動が全てだとは思いませんけれども、3密を避けながらそれぞれ食べること、さらには栄養をつけること、そして家庭内でどのような運動ができるか、フレイルの話もあったわけでありますけれども、この辺については9月の広報等で案内をさせていただいているということも申し上げたところでございます。言ってみれば家庭でできる運動、こういうものも大事にしながら、さらに今ラジオ体操というお話を具体的にありましたけれども、その辺も検討しながら今後さらに3密をさける方向で何が出来るかということを検討して参りたいとこのように思っております。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 結論といたしまして、フレイル問題を糸口にラジオ体操を考えてきましたが、高齢者の基礎体力作りに繋がり重要であります。感染しない体力作り、感染

した時に重篤化しない体力作りが大切なのです。これが最後になります。今後美深町の介護予防について最後の答弁になります。町長どのように考えておられますか。お願いいいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 現状を見る時に簡単にコロナ、さらには冬に向けてインフルエンザ等々、かなり蔓延してくるのではないかとこういう心配をしているわけでありますけれども、家庭でできる運動、外に出ること等々を心掛けるということを町民に訴えながら、これらを取り組みコロナ禍に向けての取り組み等、さらに充実といいますか心掛けていきたい。中々昔から隣近所の目だとか、隣近所の関係だとか中々非常に難しいものもあるわけでありますけれども、口で言うほど簡単なことではありませんけれども、しかしながらこの機会にこれらのこと十分考えながら対応していく努力をさせていただきたいとこのように思っております。保健衛生といいますか、運動こういうことについても心して参りたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○1番（名取明美君） よろしくお願いいいたします。これで一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、1番 名取議員の質問を終わります。

次、5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） それでは一般質問をはじめます。項目は社会福祉についてでございます。ウィズコロナ時代の敬老祝賀会、今後の在り方を問うということで質問をさせて頂きます。質問の要旨を読み上げます。新型コロナウイルス感染防止の取り組みの中で住民生活の様々な面でその影響が拡大し、多くの行事やイベントは中止され再開の目途さえつかない状況です。各自治会が趣向を凝らして実施してきました敬老祝賀会も、今年はほとんどの自治会が中止と聞いております。敬老会は、多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し長寿を祝う事を目的に、昭和41年に制定されました敬老の日が始まりと思われます。地域が携わってきました大切な行事の1つでございますが、近年の祝賀会への参加率が非常に減少傾向にあるという自治会の関係者からのお話も聞き、関係者を悩ませているともお聞きをいたしました。長い間続けてきた歴史ある敬老祝賀会ではございますが、このコロナ禍という今年を好機として捉え、再検討とウィズコロナ時代の敬老の形を新たに作り上げていくことも必要だと思いますが、町長の所見を伺うものであります。1つ目には、お祝いする側、そしてお祝いされる側の町民に旧来続けてきました敬老祝賀会の現状につきまして、さらにはウィズコロナ時代の敬老の形につきましてアンケート調査などを実施して、るべき新たな敬老の仕組みを作り上げてはどうかということでございます。2つ目には、これは1つの案でございますが、健康寿命の延伸の観点から保健福祉課の他

の事業などとタイアップして、これは仮称でございますが、健康クレジットアプリ等を立ち上げて、そこに敬老の日のお祝いポイントを付与するなどという旧来からあります祝い品支給事業の進化を図ってはどうかというその2点でございます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員からウィズコロナ時代の敬老祝賀会の今後の在り方についてのご質問をいただいたところでございます。まず、ご理解を頂いていると思っておりますけれども、新たな敬老の仕組みについてのご質問でありますけれども、敬老会につきましては、町史によりますと昭和2年、1927年ですか。オキキンの青年団が敬老会を実施したという記録が残っているわけであります。その後、公民館事業だとか町が主催して実施され、時代の流れとともに行政区であるとか、婦人会、そして現在では自治会活動の中で開催されて、このように移り変わってきているというようにおさえているわけであります。現在、敬老会は75歳以上の高齢者を対象として各自治会と特別養護老人ホームで開催されており、町が開催費用の補助を行っているところでもあります。私も毎年いくつかの会場にお邪魔をしているわけでありますけれども、地域の高齢者が一同に集い、その皆様に対し心からの敬意を表し交流できる大切な行事と考えているわけでありますけれども、今年度は残念なことに新型コロナウイルス感染予防の為、各自治会ではお祝い品と記念品の配付をするなど内容を大きく変更しての事業となっているとこのように聞いています。敬老会は、本町の地域社会の発展に大きな貢献をされた高齢者の皆様方に感謝を申し上げる機会でもあり、日頃の地域の繋がりや支え合いが重要な時代でありますので、今後とも形を変えながらでも継続していかなければいいなと考えているわけであります。一方で、近年一部の自治会では参加率の減少傾向や担い手の高齢化などの課題もあると伺っているわけであります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により今年の対応、今後の在り方を検討する良い機会にもなるのかなという認識は同じであります。しかしながら敬老会は、町の主催ではありません。地域の皆様方が主体的に敬老をお祝いする場であります。そういった自主的な自治会活動として開催することが大変重要ではないかと思っているわけであります。まあアンケートという1つの方法を頂きましたけれども、今後の敬老の形と合わせて各自治会あるいは自治会連合会等でご意見を伺いながら、町としてどのような支援の在り方等々がよろしいのか、検討を加える必要があるのではないかのだろうかなと思っているわけでございます。2つ目として、1案でありますけれども、祝い品支給事業の進化を図ってはどうかというお話を頂いたところでございます。敬老祝い品の贈呈事業は、平成17年から現在の形になってきております。言ってみれば3千円程度ですか。そして高齢者は7割程度とこういう基準でそれぞれ自治会等に補助を

しているわけでありますけれども、ご質問の中で提案頂きました健康クレジットアプリにつきましては、スマートフォン等で活用できるアプリのことだというように理解をするわけでありますけれども、高齢者がスマートフォンをどの程度所有しているのか。また操作が容易ではないという心配事もあるわけであります。したがってアプリ等の立ち上げについては現状では考えていないという状況でございます。また、敬老の日のお祝いポイントの付与などでありますけれども、祝い品支給事業の進化を図ってはとの提案につきましては、今現在、保健事業全体においてポイント等を付与して健康増進を図る取り組みを実施していないというのが現状であります。今すぐに敬老ポイント等の事業ができないわけでありますけれども、健康ポイントや健康マイレージ制度の導入については今後の課題であると。まあ1つの課題であるというように認識をしております。これらの制度を導入する場合は、関係機関の連携の下、体系的に進める必要がありますので、先進的な事例などを研究して見るべきだというようにも考えるわけであります。ウィズコロナ時代で新たな敬老の形を考えていくことは必要なことでありますので、先程答弁を申し上げておりますけれども、敬老会を主催する自治会等の考えを伺いながら検討して参りたいとこのように考えておりませんので、ご理解を頂きたいなと思っております。尚、敬老会の参加率等のお話もございましたので若干申し上げておきますけれども、大体参加率5割を切っているところもありますけれども、5割を超えてる自治会もあるわけでありまして、平均的に大体5割程度かなと見ている状況でございます。そのようなことで答弁に代えたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 高齢者を取り巻く現状認識からお聞きしたいと思いますが、これは内閣府の調査の数字ですから直接美深には当てはまらないかもしれません、概ね同じような傾向であるというように捉えて頂きたいのですが、1つは平均寿命が1950年、今から70年前にあっては、女性は61歳代、男性に至っては58歳といいういわゆる平均寿命年齢でした。今年はまだ数字は出ていませんが概ね予想では女性は87.65歳、男性は80.95歳、これが40年後の予想では2060年ですね。女性は90.98歳、男性は84.19歳という平均寿命が相当延びるという数字になります。それと同じ調査の中で高齢者の意識調査がありまして、この内3人に2人は、自分は健康であると思っているという今の高齢者の姿です。さらには今後の生活では何に重点を置くのかというアンケートの中では、貯蓄や将来に備えることよりも毎日の生活を充実させて楽しむことというものが、数字の上では上回っているのですね。その人の割合については20代から50代が概ね50%前後に対して、60代・70代の高齢者に至っては70%から85%という大きなウエイトを占めているということですね。しかし、同じ調査の中で平均寿命といいわゆる

健康寿命の伸び幅というものは年々その開きが大きくなっているという現実があります。さらには要介護の高齢者が急増しているという傾向も内閣府の調査の中では書いております。そんなところの高齢者を取り巻く現状ですが、是非聞きたいのは町長の現状認識、これらについてどう考えるかということと、それらの対策について具体的に敬老会のお話でございますから、敬老会の出席率の低下傾向についても町長は答弁では5割程度という話ですが、数字はもっと厳しいと思います。具体的な自治会の名前は出しませんが、ある自治会では20数%になっているところもあります。概ね30%前後の出席率かというよううに私も具体的には聞いておりませんが、そんな状況であるということが1つです。それらをしっかりここには、町の補助金を出して敬老の日を祝うということですから、そういう意味では敬老会の在り方をもう少ししっかり分析する必要があるのかなと思います。アンケートは1つの方法ですから、これについては言及しませんが、ただここに傾向を見ますと敬老会に出席できない、欠席になった方のうちの概ね半分以上、私の自治会の数を数えても半分以上の方が健康に出席できるようなそのような方で、ある時に名簿をチェックしますとそのような現状です。そうなってきますといわゆる欠席された方がどのような思いで敬老祝賀会に出ないのかというところのその状況の分析というのは、やっぱりこれからする必要があるのかなと思ってアンケート調査をする必要があるのではないかということの提案をさせてもらいました。そんなことで町長の現状認識について、まずは1点お聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程の岩崎議員から言われました70年前の数字と年齢それほど大きく変わらない世代だというように理解しておりますので、内閣府の調査等々で健康年齢だと平均年齢だとか、そのような、段々伸びて来ているなという部分は基本的にはそんなに変わらないと思っております。ただ、平均年齢と健康年齢が一致しなくて、少し開きが出て来ているという傾向があるなというように見ているわけであります。それと先程言われましたけれども、高齢者と言われる方々は、毎日の生活を楽しむことが、これから生きる楽しみといいますか、そういうことが大事になってきますよということが言われていたのですけれども、その通りかなと思っておりますけれども、何というか、昔と違いまして非常に世の中が進むのが早いものですから、情報にしても機械化にしてもそうでありますけれども、色々この辺の戸惑いが高齢者にないのだろうか、心配をしているような状況。もちろん生活を楽しむことは結構なことで大事なことなのですけれども、そういう心配もしないわけではないということを少し都市部と地方と言うか、その辺の乖離が少し出て来ているのかな、そのような心配をしているところです。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 現状認識は、町長の言われることも非常に私も理解するところでございますが、今1つ目のその敬老会の開催のお話をしていましたが、アンケート調査等を実施して欠席される方の意見等もしっかり反映させるような、いわゆる参加される方も祝う側もやっぱりしっかり敬老の日の目的をきっちと達成できるような敬老祝賀会にしてはどうかということが大きな趣旨ですから、そのことを是非検討を進めて頂きたいというように思います。

次は2点目のその敬老の日の祝い品支給制度の関係についてお話したいと思いますけれども、先程累々町長の方から歴史等についてもお話を頂きました。平成16年度までは、この制度の中では75歳以上の全ての老人全員に記念品という形で当時商品券8千円をお渡ししていたというのが平成16年までの形であったと思います。17年からは今の現状の制度に変わりまして、満75歳になった方に1万円。米寿、数え88歳になった方あるいは白寿、数え99歳になった方に2万円の支給というような制度に変わったと思うのですね。それらについて、やはりもう1回検討してはいかがかというのは主催する自治会では毎年の行事なのですけれども参加する高齢者にあっては、75歳から次88歳までみんなからお祝いしてもらえる場所というのが、ある意味で敬老祝賀会このようなコロナ禍の中では開催も危ぶまれるような状況の中では、そのようなことも当然生まれてくると思いますよね。そういう意味では、過去にやった全員にある意味記念品を渡していくような制度、設計も改めて見直してみてはどうかということが1つです。

それから、この健康クレジットアプリの立ち上げについては、非常に取り扱い等については高齢者がどうなのかなということからお話をいただきましたが、実は町長も目を通していらっしゃると思いますが、11日の道新に美瑛町の取り組みについて記事が載っていましたがご覧になりましたか。見てないですか。時間の関係であれですけれども、ここでは若干触れますが美瑛町が地域通貨導入という形でこれら私が今話している健康ポイントも含めた地域通貨の発行をすると。それについてはアプリも起ち上げていくというような内容です。それらについても、今、議長資料をちょっと皆さんに渡したいと思いますがよろしいですか。

○議長（南 和博君） 説明に必要な資料であれば認めたいと思います。

○5番（岩崎泰好君） 時間の関係で資料を渡して質問したいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（南 和博君） どうぞ。

(資料配布)

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 簡単に説明しますと美瑛町は地域通貨導入という形で民間が開発したスマートフォンの地域通貨アプリ、ここではチーカというアプリですが、今皆さんに配布したこの内容でございます。それによって住民に様々な形で活性化を狙った事業を進めていくということでございます。特にこの中では、将来的にはスポーツセンターなど公共施設の利用やボランティアに参加した時もポイントが加算されるようにし、町民の健康づくりや市民活動を後押しする方針であるという形で、そのアプリを利用していきたいということです。これは先程の町長の答弁の中では中々このスマホを使うのは大変だという形でしたが、この方式ではスマホとカードと2通り発行するという形になります。取り扱いも非常に簡単でございまして、新たな機器の導入だとかというのは、ほとんど必要ないそのような中身です。取り扱う商店にあっては携帯電話、スマホでそれらの取り扱いもできるという中身でございますから、是非これらについて検討を加えていただきたい、早い時期にこれらの導入に進めるような検討をしてはどうかと思うところでございますが、見ていただいてその答弁をお願いします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 敬老祝賀会の今後の在り方等々の質問を頂きながら具体的な話も聞かせて頂きながら対応をどうするかなと考えているわけであります。実は、敬老会の在り方等については、何回か私の方からも担当を通じながら提案するようにと、検討するようという話をしているわけでありますけれども、中々提案はするのですけれども、そういう話を申し上げるのですけれども、自治会にそういうところが中々乗ってこないという部分もないわけではありません。ということで、ただ今年のコロナという1つの出来事があるわけでありますからね。良い機会になるのかなと思っておりますけれども、しかしながら良く考えて見ると先程言わされましたように自治会では5割を大きく切っているようなところもある。そのように私もおさえておりますけれども、自治会の中では役員さん含めて町からの補助金もある程度頂けると。そういう中で参加率が悪いと自治会から少しそこに残るというか潤うというか、という考え方の中にはあるのかなと思ったり、そのうわった見方でもありますけれども、そういう考え方私としては出来る事なら全体でやってみてはどうかな。色々なことを過去何回か申し上げて来たつもりなのですけれども、中々進んでいかないというのが現状であります。しかし、コロナ禍の時代ということでありますし議員さんから1つの提案でありますから、1つの良い機会になっているなと思って具体的に少し提供していかなければならない。そういう中で、今具体的には美瑛の方々等々も参考に出されていましたけれども、こういうことも1つの何と言うか検討材料になるのか

なと思っているわけであります。具体的なことは中々申し上げられませんけれども、問題は自治会なり社会福祉協議会なりそういうところの考え方が非常に大事になってくるではないかと思いますので、認識は私もそれほど議員さんと変わらないと思っておりますので、ただ実施にあたって具体的にどうするかということについては、その辺の検討といいますか、考え方をまとめあげていかなければならぬなと思っておりますので、少し時間がかかるのではないかと思いますけれども、良い機会になっているのではないかなと思っておりますので再度検討を加える機会にしていただければ有難いなと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 敬老の日をお祝いするという大きな目的の1つに、1つといいますか、その敬老の日の事業を推進するにあたって、先程1番議員の一般質問にもありましたように、今コロナ禍の中では、やっぱりコロナ禍の中で1つは抑制しなければいけないことと、1つはその抑制によってやっぱり健康ではなくなるがある意味未病状態が続くというような形を考えると、この敬老会の事業もその健康寿命の延伸という事を1つのキーワードにおいて、やっぱり組み立てをし直すというような方向性というのは必要ではないのかと思いますが、それについてはいかがですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） この何というか平均寿命、さらに健康寿命という形で、健康寿命を長くしていく、保っていくということが非常に大事になってくるな。ただ、一方自治会活動だとか、社会福祉活動等々に参加しないというか、参加したくないというか、という風潮もないわけではないと。困ったなと思って考えているわけでありまして、その辺のバランスを取りながら住民は色々な考え方をもっておりますので、その辺の考え方を大事にしながらどうやってこれらをコロナ禍の時代、将来に向かって少しでも健康で長生きできる幸せな生活を送る努力を行政としても見出していかなければならない。また提案していかなければならない。アドバイスしていかなければならないという立場に立っておりますのでご理解を頂きたいと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 是非、時間はかかるでしょうけれども、より早い時期にこれの検討を加えて頂いて実現を求めるというように思っていますが、これのこのチーカの立ち上げにあたっては、今全国各地の市町村が取り組みしています。様々なそれぞれの条件の中で色々な組み合わせをしながら始めています。やっぱり、うちの町も行政の今プレミアム商品券事業も過去からずっと何年かの歴史があって、それら事務手続き上の色々な経費だとかそのようなことを考えると、こういうものをより導入することで経費節減にも繋がる

し、あるいは今話題にしている健康ポイントの事業であったり、あるいはこれから始めようとする健康増進、要するに検診を受けた方にはポイントをあげますよとか、体育館で運動した人にはポイントあげますよとか、色々な仕組みづくりをつくれると思うのですよね。さらには、町の中にある商品券の発行事業が今やっています、それからふれあいスタンプの事業もやっています。それらとのドッキングもこの仕組みを使えば非常に可能な事業になってくると思うのですね。そうすると町の中でお金が回るという形です。今の商品券は一定の国の方針もあってある程度の期間しか発行はできないようになっています。でも、これを使うとぐるっと町の中をお金が回るような仕組みが作っていけると思います。是非それは進めてほしいと思います。これについては答弁はいいですが、次に行政についての質問をしたいと思います。2項目目です。町民の生活を支える様々な分野への次なる感染症防止対策に取り組む気概と方策についてお伺いしたいと思います。地球規模で1千万人の感染者と50万人を超える死者となった新型コロナウイルスの猛威は美深町の住民生活にも様々な問題を惹起し、日本にあっては新たな生活様式として、手洗い、うがい、マスク、手指消毒などの自己防衛と3密を避け感染しない距離の確保・非接触・非集合が推奨され、人との接触を極力控えることが社会的な基準となっております。しかし、医療・介護・救急業務・ゴミ収集・公共交通・幼児センターなど支える側の分野の現場では常に感染リスクにさらされながら業務継続を強いられているというのが現状であると思います。今日までの業務の中でコロナウイルスによる影響でサービスの低下や業務の縮小・停止など問題点がなかったのか検証し、これらの分野にも更なる感染防止対策が必要と思うところですが、その気概と方策についての町長の所見を伺うものであります。1つ目は、新型コロナウイルス感染症対策に関わる国の交付金事業を活用して、感染症対応病床あるいはPCR検査器の導入など感染者の特定や初期対応ができる医療施設の充実を図り、感染した場合の医療の受け皿を整えて町民の安心を確保する段階に入ったのではないかと思いますが、町長の所見を伺いたい。2つ目には、PCR検査の拡充は必至でありまして、特に町民生活を支える分野の職員に定期的なPCR検査を実施して安心安全の下、業務を遂行できる体制構築が必要だと思います。さらには施設入居者等が検査を受けられる体制づくりが急務だと思いますがお考えはいかがでしょうか。3つ目には、感染症が発生した場合の負の連鎖が起きるリスクを回避するため、医療・介護・救急機関等の連携強化と介護施設間の職員の応援体制の構築、あるいは介護職の潜在的不足の解消と人材確保に向けた新たな知恵を絞る必要があるのではないかと思います。4つ目には、町民の生活を支える様々な分野の職員や従業員など感染症対応従業者に今日迄の苦労に対して臨時手当や慰労金の支給など予算措置すべきとおもうところでございますが、それらの方向性につい

て伺うものであります。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 2つ目の項目として、行政ということで町民の生活を支える分野への感染予防対策に取り組む気概ということも質問をされました。さらには医療機関での診療体制、さらには道や各医療機関での検討が進められているわけでありますと、町内医療機関でも診療体制の確保などが進められておりますけれども、これらについては十分把握できていない部分もあるわけでありますけれども、ご質問に的確にお答えできない部分があることをまずもってご了承いただきたいと思っております。そこでまず感染症の対応病床の件でありますけれども、当町の医療機関においては感染症指定医療機関の施設基準に合致していないと。残念ながら対応出来ない状況となっておりますのでご理解をいただきたいと思います。PCR検査器の導入については2点目のご質問でありますけれども、これらも合わせて回答させて頂きたいと思いますけれども、ご承知の通り感染者が確認された場合の医療の受け皿については、保健所の指示がいるのだということもご理解をいたしているのかなと思いますけれども、基本的には感染症指定医療機関での入院治療となるわけでありますのでご理解を頂きたいと思っております。言ってみれば保健所等の関係があるわけであります。2つ目のPCR検査の拡充と町民生活を支える分野の職員に定期的なPCR検査の実施、さらには施設入居者の検査体制作りについてでありますけれども、PCR検査の対応については町の医療機関においては実施されていないというのが現状でございます。美深厚生病院においては実施出来る機材、言ってみれば機器ですね。検査にかかる環境整備や安全性の面からも導入する考えはないと伺っているわけであります。今後の対応ではインフルエンザと混在した患者診療が想定されることなどから、受け入れ体制や院内感染防止に向けた取り組みを慎重に検討しているところでありますので、これらを見守っていかなければならないと思ってございます。町の医療を守るための院内感染を防止することが重要であると考えております。町としては、感染防止対策を万全なものにしていくよう町有施設をはじめ民間業者における予防対策のため、今定例会においても私の構えをといったらあれですけれども補正予算に提案をさせていただいている部分もあるわけであります。医療等については、今後さらに国、さらには道から追加措置等もあるのではないかと期待はしておりますけれども、という段階でありますのでご理解を頂いておきたいと思っております。また町内において町民全てが感染予防の取り組みを強化して頂くようご理解とご協力をお願いしていきたい。言ってみれば3密をどう避けていくかということについてでありますけれども、これらについても検討をしていかなければならぬ。

次に感染者が発生した場合、医療・介護・救急機関等の連携強化と、介護施設間の応援体制の構築、人材確保についてでありますけれども、厚生病院、消防との協議を3回、今実施をしているわけでございましてお陰様で感染患者だとか、偽感染患者等の搬送実績等々もないわけであります。1回なんか運んだということが救急であるようでありますけれども、それらの言ってみればこれに直接的に関係してこないかな、名寄消防全体で、全部で6件だか7件というような状況でありますので、このような状況であります。ただ今後先程言いましたけれどもインフルエンザとの関係もありますのでこれが今後継続して取り組んでいかなければならぬと、そういう協議をインフルエンザとコロナと重なりがありますからね。どういうことをやれるのかということの協議を継続していかなければならぬと思っております。ただ介護施設間の職員の応援についても問われておりますけれども、町内施設間での応援というのは困難かなと見ております。人材確保では町でもご案内のように制度を設けて条例等も作っている部分もあるわけでありますけれども、ご理解を頂きたいなと思っております。

さらに、町民の生活を支える職員だとか従業員に対しての手当だとか慰労金だとかこういうもののお話もあったわけでありますけれども、これらは今の段階で町としてどうするこうするという国において制度化されるというかそういう時代になってくれば、考えていかなければならぬなと思っておりますけれども、現在では考えていないというのが現状でございますので、将来を見ながら判断していくことになろうかなと。今後の進み方にもよるわけでありますけれども、判断していかなければならぬ。国としてもさらに予備費等を使いながら慰労だとかそういうことも町村の段階まで下りるかどうかわかりませんけれども国が道の段階まで下ろしたいというような考え方もあるようでありますので、その辺の状況を見ていかなければならぬとこのように思っている状況でございます。以上でございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） いわゆるその今は質問の要旨の中でもちょっと触れましたが、医療や介護、救急業務、ゴミ収集、あるいは公共交通、幼児センターなどの本当に現場で働く方の分野にあっては、これは業務の縮小や停止というのはできないですよね。その中で働いている人たちに感染リスクが非常にあるということに対して町は対策を打たないのですかということを1つはお聞きしたいと思います。旧来これらの業務で縮小とか停止というのは多分なかったと思うのですが、それらのその現業の部分の現場の中の対応について今後も対応はしきれないという見解でいいのか。まず、それを1つお聞きします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的なお尋ね部分のこういう場合はどうなのかということがないものですから何となく答えづらい部分もあるのですけれども、例えば国において今消防だとかそういう部分、さらには直接的にそういう人を感染された方を扱った人の手当だとか介護のそういうもののそれは国の段階、人事院等含めて検討している段階でございまして、それらが出てくれば、具体的に出てくれば我々は検討しなければならないと思っておりますけれども、あえて今そういうもののない段階でうちはそこまで検討しなければならないのかなということについては、ちょっと何となく答弁のしようがない。具体的にこれをこうすれということであれば少し答弁をしたいなと思うのですけれども、具体的なことがないものですから、ちょっと何とも言えないのが現状でございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 具体的に聞きます。先程の答弁の中で、設置基準にはないという美深の厚生病院は。ということでしたね。そのような基準があるから、これらの感染症のための病床が難しいというよりも考えていない。では、これについては不可能なのかということをお聞きしたいと思います。不可能なのでしょうかね。というのは、あそこは民間の病院ですが、しかし公的な病院として美深町は位置付けていますよね。公的な病院としてあそこは重要なのだと。毎年多くのお金をあそこにつき込んでいます。そうであるなら逆に美深側から、町側からこの状況にあってはそういう病床をつくったり、いわゆるその検査体制が作れるような形はつくれないのかという逆に提案するようなことも可能ではないかと思うのだけれども、それも不可能だということなのですかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ちょっと厚生病院と接触していないわけではないのですけれども、話し合いはちょっとしているのですけれども例えば機材がないだとか、例えば玄関を開けなければならないだとか、外に診療スペースを作らなければならないとか、そういうことも含めて色々言っておりまして、そうなれば大変な金がかかると。そしてどうなるかということも含めてあるのですけれども厚生病院がその辺のことも含めて、民間ではありますけれども積極的にやるのだという段階になれば応援はやぶさかではないなと思っておりまして、ただ今の段階でここまでやってくれと、やってほしいという状態になっているのかなとは思えないのが現状でございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） では、実際に発生した場合には、それらの対応をするということですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） だから、先程も申し上げたように厚生病院としての考え方を中心になると思います。応援は一定程度考えなければならないという状況でございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今、第4段までコロナ対策に対する補正予算を組んで対応してきた。その優先順位の中に医療現場の、いわゆる医療関係の充実を図るということは、ある意味第一にしてですね、町民にしっかりと、とりわけ検査を、PCR検査を実施していくような方向性というのをその優先順に私は挙げるべきだと思っていまして、こういう機会ですから禍転じて福と為すようなそのようなこのコロナ禍を契機とした医療関係の現場の環境の充実というのも必要ではないかと思いますし、国にあっては、あるいは道にあっても、その今の補助金交付の対象の事例になっていると思うのですね。というのは具体的に今動き出しているここではまだ議決になっていませんから市町村名は明かしませんけれども現実問題としてしっかりと今町長が答弁にあったようなPCR検査器の導入をもう予算化していたり、あるいは具体的に換気施設の改修工事をはじめるような予算付けをしたり、発熱外来の検体採取室をプレハブですけれども、2棟用意する予算措置も今この9月の議会で審議している町村もあります。それは具体的にコロナ対策に関して国の臨時交付金というのですか、名目はあれですけれども。その対応として、しっかりと10分の10で始めようとしている市町村もあります。それは何かというと3密を避けるとかマスクをするとか、そういう基本的なその生活のスタイルで、皆に我慢してもらうのではなくて、しっかりと検体検査の中で陰性であるということを確認して従来あったような社会生活に戻していくこうというその意思がここには見えているのですね。そういうことを町長として、いいですか。町長としてこの4,200人弱ですけれどもこの人たちの命を守り、安心安全を与えるというそういう気概持って取り組む必要があるのではないかということなのですよ。そこまでやっぱりやらないと、厚生病院の方針を見てではなくて、公的病院の1つであるならば、その公的病院にしっかりと検査ができる体制を作り上げて、その予算措置をして、そしてそこに必要な人のPCR検査をすると。陽性であるなら日常の活動においてはなんら必要ないですから、マスクも必要なくなるかもしれないし、様々な社会的な活動が可能になれば老人も介護の人達もやっぱり元の笑顔に戻って住民生活ができるのではないかということなのですよ。それをやっぱり町長としてしっかりとやるべきだと思います。どうですか。その気概を伺いたいのです。心意気を。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 気概を問われているということありますけれども、気概という意味では第4次対策ということで、あえて予算措置をさせてもらってそういうところに重

点をおいて、バランスをとっている。そういう考え方でありますので、ちょっと岩崎さんと相容れない部分もあるのかもしれませんけれども、厚生病院の対応がいいとか悪いとかということは別にして、そこまで求めるということになつていけば非常に難しい課題と、そして4千人の町民の安心安全という部分も私も非常に心配はしておりますけれども、そういうことではないのかな。国から見れば医療という部分も非常に大事にして予算付けもしておりますけれども、やっぱり都市型と言うか地方に薄いというか、ただ具体的にこういうものということで判断をしてきた場合には、それはそれとして考えていかなければならない。聞きますと、厚生病院等については今例えば3密を避けたりというようなことも言っておりますけれども、これから冷暖房がないのだと。だから窓も充分に開閉できないのだということも伺っておりますけれども、そしたらそれを提案してくるのかということを内部議論しているのかと。一部はやっているようありますけれども、1つのまとめとして、形としてはまだ出来上がってきていないという状況でございまして、今どのように求められていることは何なのかということを彼らなりに一生懸命考えながら努力している最中だという段階でございます。先程言いましたようにPCR検査を機材はないのだと。さらにはやるとすれば外でやる。受け入れる玄関を別につくらなければならないだとか、色々な形が出てくるのかもしれません。そういうことも検討はしていないわけではありません。しているのだけれどもそういう1つの答えにはなつてない。そういうところは私なりに理解しているつもりではいるのですけれども、議員さんには理解されていない部分があるのかなと思いますけれども、そういう段階であると。地方の段階はそういう段階があるのだということで、この辺については、近隣を含めて十分なことになっているのかということについては、ちょっと言葉が適當ではないかも知れないけれども、不十分さが少しはあるのかなと思っております。したがって、いかに患者を出さないか。感染者を出さないかということで3密を避けるとか。そういうことに力点をおいているという状況ですのでご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 町長ね。根本的な解決なくして、この問題は解決しないと思うのですよ。今の状態がずっと続くと思いますよ。それでいいのであれば、それでいいとしますが、しかし先程渡しました、新聞裏面を見て頂くとこれには小さいですけれども音威子府村の新型コロナウイルス抗体検査と言う記事がでています。無料で300検体を実施するという中身になっています。その補正予算を組みました。感染防止というその対策とそれから社会経済活動の両立という、どこにあっても大きな難問であり、どうしたら解決するのかということは大きな課題でありますが、しかしそれを解くカギというのは社会的

検査としてPCR検査の拡充を図ることが何よりも大事なのだという見解は様々な方が述べられています。国も重い腰をあげながら少しずつその方向に向かっているところでありまして、先程紹介しましたある町の病院にあっても、やっぱりそういうことが大事だということから具体的に検査器導入にはランプ方式の大検査もできるものを3台用意し660万ほどの予算をつけています。あるいは換気施設改修工事、これは他の病棟との空気の流通がないようにする工事ですが、これについては400万。発熱外来の検体検査のためのプレハブに220万、そしてもう1点は、感染症疑い患者の受入協力医療機関に対する空床補償いわゆる空き室の補償について22床分、3億3,800万の予算獲得を具体的に国、あるいは道からして、動き出そうとしています。そういうことが可能なのですよね。可能であるならば、いち早く根本をしっかりと検査体制の中で確立して安心安全を町民にしっかりとPRしていくような仕組みが必要だと思いますが、その点について最後お聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 近隣と言うお話の中で、音威子府医院の現状といいますか、そういうことをお話になったのかなと思っておりますけれども、音威子府は700人ちょっとの村でありますけれども、抗体検査、コロナ検査ではないですね。抗体検査をやると。言ってみれば血液検査をやるということで、血液検査をあそこで自前で出来るのか、どうかわかりませんけれども、どこかに送るのかな。うちらの厚生病院もどこかに送るのですけれども、2・3日経ってその答えが返ってくるというそれに対して1回5・6千円掛かるのではないかですか。1人ね。村民に対して700人ですから5千円にしても5×7で、35で、350万ぐらいかかると。言ってみれば音威子府として何故そういうことをやるのかなと思ってちょっと聞いて見ますと、全国からあそこは高校生を集めのだと。高校の関係があって、そういう事が観点になっているのですよということが言われておりました。その他、病棟を確保するとか受ける窓口を確保するとか、色々あるようではありますけれども、ただうちとしてはそういうことをやらなければならない段階かと、先程言ったようにそれぞれの町村の優先順位があるわけでありまして、私は経済含めてこれに1つの気概を求められたというか、そこまで言われば何とも答えるとしてはちょっと不十分かもしれないけれども、それにそのようなことじゃ解決していかないよと。中々解決しないよと言われるからこれは1町村の問題ではなくて大きく言えば国の全体の問題を絡んでいると思っているのですよ。したがって国としては、岩崎さんの言われる、欠けている部分、予備費等を使いながらこういうもの、ああいうものというように町村の段階で提案型として1つの方法でやれないわけではないと思っておりますけれども、うちとしては選択肢と

してはそこまでは出来ないのではないかと。という判断にたって、まあこういう答弁をすると町長気概がないなと言われるかもしれませんけれども、それはちょっと気概とはまた違うのではないか。色々な判断をしながら総合判断をしながらこういう対策をとっているのだということでご理解を頂きたい。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 質問はおわりますが、非常に気概の問題というのは大事な問題です。町長として自覚がないと言われる町民の方もいます。この頃元気がなくなったという表現で町長のことを表現する方もいます。やっぱり多くの命を扱っているということを考えると根本の解決がやっぱり求められると思っておりまして、研究等も含めてしまり取り組んで頂きたいと思って、ご意見を述べながら最後にしたいと思います。以上で終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、5番 岩崎議員の質問を終わります。これにて一般質問を終了致します。

◎日程第6 議案第42号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第42号 美深町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第42号 美深町手数料徴収条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は住民基本台帳に除票が制度化されたことに伴い、除票にかかる記載事項証明書の発行が可能となったことから条例第2条に定める手数料の種類及び金額に除票に記載した事項に関する証明書いわゆる除票記載事項証明書を追加すること及び個人番号の通知の際に用いられていた通知カードが廃止されたことにともない、この再交付にかかる手数料を廃止するものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいようお願い申し上げて提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の説明をいたしますので、1ページをお開き頂きたいと思います。議案第42号 美深町手数料徴収条例の一部改正について。美深町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。資料をお付けしますので1枚めくって頂きまして、新旧対照表ご覧頂きたいと思います。改正趣旨に、只今町長の方から説明申し上げましたことを記載してございます。具体的には第2条の改正となります。手数料の種類と金額に関する改正でございますが、この第2条の第16号それと第17号

の改正。これに関連しまして第18号の改正ということになります。まず第16号の改正につきましては、エの改正でございます。これは除票の証明事項に関する規定でございまして、証明書の交付に対して1件につき200円の手数料を徴収するという旨を加える改正となってございます。次に、その下第17号の改正。これが通知カードに関する500円の手数料を頂いておりましたけれども、通知カードがこの5月から廃止になっておりますのでこの部分について改正し、この17号にありました略称規定、これを18号に加えるというか、略称規定で18号始まっておりましたけれども17号がなくなったことによって、この引用法令を18号に加えるというこういった改正となってございます。附則としまして条例の施行につきましては公布の日からとするものでございます。以上、議案第42号の説明とさせていただきます。

◎日程第7 議案第43号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第43号 美深町町有林野管理条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第43号 美深町町有林野管理条例の一部改正について提案説明を申し上げます。本件は北海道が施行する東2号の沢川通常砂防工事に必要な土地について、美深町字敷島368番地、いってみれば9線の町有林用地の一部を国土交通省に譲渡したことに伴って、町有林の面積が減少したため、町有林野管理条例の別表に定める面積を改正するものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げて提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案4ページお開き頂きたいと思います。議案第43号 美深町町有林野管理条例の一部改正について。美深町町有林野管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。これも資料を付けております。1枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧頂きたいと思います。只今、町長から説明あった通り砂防用地ということで買収を受けるということでございます。改正しますのは条例の別表の改正になります。別表にそれぞれ地区ごとに面積を規定してございますけれども17地区ありまして、この内敷島地区の面積が変動するということでございまして、854m²を国土交通省の方に財産処分を行うということになります。現在98,545m²ございますが、これが854m²減少しますので、97,691m²になるものでございます。なお、町有林野現在1,108万3,662m²ございます。これが854m²減少しますので1,108万2,808m²という

ようになるものでございます。条例の施行日につきましては、公布の日からとするものでございます。以上、議案第43号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） ここで暫時休憩します。再開は概ね13時、午後1時といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後12時59分

◎日程第8 議案第44号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について乃至日程第10 議案第46号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。次、日程第8 議案第44号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について乃至日程第10 議案第46号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について一括して提案説明をお願いいたします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第44号乃至議案第46号で提出しております3件の事務組合等の規約変更につきまして一括して提案説明を申し上げます。議案第44号の北海道市町村総合事務組合、議案第45号の北海道市町村職員退職手当組合、議案第46号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合はいずれも事務を共同処理するため、北海道内の市町村、一部事務組合、広域連合が共同で設置している組合であります。この内、北海道市町村総合事務組合と北海道町村議会議員公務災害補償等組合では3団体が、北海道市町村職員退職手当組合では2団体が、それぞれ解散により脱退することに伴って規約の変更が必要となったものであります、それぞれの事務組合等にかかる規約変更について、関係団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく審議頂き、原案決定下さいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をいたしますので、議案書6ページからになります。議案第44号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。1枚めくって頂きまして、資料を付けてございます。この組合からは札幌広域圏組合と山越郡衛生処理組合、さらに奈井江、浦臼町学校給食組合が脱退をする

という規約の変更でございます。改正の内容につきましては別表第1、第2の改正になりますが、別表第1については、それぞれ振興局ごとに団体が記載されておりますが、まず一番上の石狩振興局現在12の団体が加盟してございますが、これが、札幌広域圏組合が脱退することによって11となるという内容の改正になります。以下、渡島総合振興局では山越郡衛生処理事務組合が脱退をいたしまして、16から15の団体へ。さらに空知総合振興局は、奈井江、浦臼町学校給食組合が脱退をいたしまして、32から31の団体になるという趣旨の改正でございます。別表第2につきましては、それぞれ共同処理をする事務ごとに表になっておりますが、この表の9から札幌広域圏組合、山越郡衛生処理事務組合、奈井江、浦臼町学校給食組合を削除する改正となってございます。施行期日でございますが、これは北海道知事の許可の日からということでございます。以上が第44号の説明とさせて頂きますが、1枚めくって頂きまして、9ページ議案第45号が北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。これを1枚めくって頂きまして、新旧対照表をお付けしてございます。これも先程と同様の内容の記載であります。ここでは山越郡衛生処理事務組合と奈井江、浦臼町学校給食組合、この2つの団体が削除されるという内容でございます。それぞれ渡島管内、空知管内からそれぞれの1団体を削除する変更となるものでございます。この規約の施行期日につきましては、総務大臣の許可の日からとなるものでございます。以上が議案第45号の説明とさせて頂きます。次、11ページが議案第46号 北海道市町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更についてでございます。北海道市町村議會議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。1枚めくって頂きたいと思います。これも別表の改正となります。別表1から3団体、それぞれ削除するという内容でございます。この規約の変更の施行期日につきましても総務大臣の許可の日からとなるものでございます。以上、議案第46号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、はじめに議案第44号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから議案第44号につ

いて採決します。議案第44号について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第44号は可決されました。

次、議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め質疑を終了します。討論もありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第45号について採決します。議案第45号に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第45号は可決されました。

次、議案第46号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論もありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論終了します。これから議案第46号について採決します。議案第46号に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第46号は可決されました。

◎日程第11 議案第47号乃至議案第49号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第47号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第5号）乃至議案第49号 令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第47号から議案第49号で提出しております一般会計及び2特別会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。はじめに議案第47号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、補助金等を財源として実施する事業の追加、縮小、事業量の

増加、施設の修繕、8月の豪雨災害に伴う道路施設等の復旧費など、緊急性のあるものについて補正するほか、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する緊急対策事業の第4弾について、1つ目として感染防止対策の強化事業、2つ目に生活や経済への影響を緩和する事業、3つ目に地域経済の回復事業、4つ目として強靭な社会経済構造構築事業の4本を大きな柱とし、33事業、総額1億5,718万円の事業を追加補正するものであります。

まず、1つ目として、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の強化事業として6事業、1,279万円を追加いたします。飛沫感染や接触感染を防止するために必要な対策用品や装備品、備品等を役場庁舎や保健センター、指定管理施設、介護予防サロン、消防、商工会、観光協会などに整備し、町民の安心確保と美深町新しい生活様式の定着を図って参ります。

2つ目として、緊急事態宣言に伴って実施された自粛要請などの生活や経済への影響を緩和する事業として、13事業、3,016万9千円を追加します。新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済状況下の不安を解消するため、生活支援ぬくもり特別給付金や赤ちゃん応援臨時給付金などによる経済支援のほか、スポーツや文化活動、自治会行事などにおいても安心して活動が再開できるよう、各施設に感染対策を講じ、地域活動と地域経済の活性化を図って参ります。

3つ目として、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、停滞を余儀なくされている地域経済活動を活性化させる地域経済の回復事業として、4事業に2,881万円を追加いたします。新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた観光事業や木材需要の減少、町内食材の消費減少を速やかに回復させるため、施設の安全対策や衛生環境整備のほか、各種PR事業や新商品開発などを支援し、地域経済活動の回復と活性化を図って参ります。

最後に4つ目として、安全安心な暮らしを維持するための強靭な社会経済構造の構築事業として、10事業、8,541万1千円を追加いたします。感染症の拡大にも耐え得る施設や車両の整備、町内各事業所の感染防止対策支援に加え、3密に配慮するための対策として、役場の業務継続のためのテレワーク環境整備や防災対策用品として防災資機材庫の整備により、町民が安全安心な暮らしを持続できる社会経済構造の構築を進めて参ります。歳入でありますけれども、只今申し上げました緊急対策事業4弾につきましては、国から配分を受けた新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の全額を計上し、第1弾から第3弾までの事業にあてることとしていた財政調整基金やまちづくり応援基金の充当を取りやめるよう整理したほか、一部に前年度繰越金を充てております。この他の追

加補正にかかる財源につきましては、国庫補助金や交付金などの特定財源について整理しております。なお、歳入・歳出予算の補正とあわせて、地方債1件を臨時財政対策債でありますけれども増額補正をいたしておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。以上によりまして、一般会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ2億119万2千円を追加して、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ62億6,396万9千円となるものであります。

次に議案第48号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。歳出につきましては、令和元年度の実績により国・道の負担金等の額が確定し、超過交付されている404万4千円の返還金を追加するものであります。歳入につきましては、前年度実績確定に伴う追加交付金268万8千円と、介護給付費準備基金繰入金135万6千円を充当するものであります。また地域密着型介護予防サービス給付費が増加傾向にあることから、保険給付費内で所要の補正を行うものであります。

これによりまして、介護保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ404万4千円を追加して、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ5億8,084万4千円となるものでございます。

次に、議案第49号 令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳出では受益者負担金一括納付に伴う報償費を追加するものであります。歳入では追加補正にかかる財源につきまして、下水道受益者負担金の一括納付に伴い、一般会計繰入金を減額措置するものであります。これによりまして、下水道事業特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ3万1千円を追加して、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ2億5,293万1千円となるものであります。以上、一般会計及び2特別会計の補正予算の提案説明といたします。よろしくご審議頂き、原案決定下さいますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは、別冊配布の議案第47号を説明いたします。議案第47号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第5号） 令和2年度美深町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 次、後藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（後藤裕幸君） それでは、議案第48号のご説明を申し上げます。別冊配布の議案をご覧ください。議案第48号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号） 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところ

による。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長（南 和博君） 次、杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 別冊配布の議案第49号をご覧下さい。議案第49号
令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号） 令和2年度美深町下水道事業
特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長（南 和博君） 以上で、議案第47号乃至議案第49号の説明を終了します。

◎日程第12 認定第1号乃至認定第7号

○議長（南 和博君） 次、日程第12 認定第1号 令和元年度美深町一般会計決算の
認定について乃至認定第7号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定につい
てを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 認定第1号から認定第7号 決算の認定について提案説明を申し
上げます。1号から7号まで全7会計の決算状況でございますのでよろしくお願いします。
まず、一般会計の決算について申し上げます。令和元年度は地域情報通信施設設置事業、
幼児センター改修工事やロータリー除雪車の更新などにより歳入で3億1,881万円、
これは6%でありますけれども、歳出では2億2,256万円、4.4%、前年度を上回る
決算規模となったところでございます。歳入では町税の徴収率が0.1%向上し、収入額
が前年度比で2.8%増加しております。地方交付税は林野水産行政費における単位費用
増加などで1.7%増加したものの、臨時財政対策債を含めると実質的に0.1%が減少と
なっております。地方債については地域情報通信施設設置事業の実施に伴う借入増により
まして、総体で28.9%増加となり、町債残高も前年度より1.1%の増加となりました。
基金については、後年度の施設整備に備え、公共施設整備基金への積立をしたもの、不
足する財源に対応するため財政調整基金等の繰入を行い、年度末残高が1.7%減となっ
たわけであります。さらに、ふるさと納税制度におけるまちづくり応援基金寄附金に対し、
前年度を上回る額の多くを寄附いただき、113.5%の増加、8,379万3千円となっ
たところでございます。こうした財政運営によりまして、実質収支は2億9,794万7,
228円の黒字となったわけであります。その決算剰余金の半分、1億4,900万円に
ついては地方財政法第7条の規定により財政調整基金に編入し、残る1億4,894万7,
228円を令和2年度に繰り越したところであります。財政指数については、①経常収支

率、②公債費負担比率、③実質公債費比率がいずれも前年度から上昇しておりますけれども、長期的な動きとしては健全と判断しているところであります。引き続き経常的経費の抑制など持続可能な財政運営に努めて参りたいと考えております。

次に認定第2号 令和元年度の国民健康保険特別会計決算について申し上げます。加入被保険者数が引き続き減少傾向にあり、前年度と比較して3.0%減少し、国保税についても0.8%の減となっております。医療給付の状況につきましては、被保険者数の減少に伴い全体的な件数も減少し、医療費全体としては4.3%の減少となり、国保会計歳出総体では4.1%減少となっております。これによりまして、令和元年度の決算額は、歳入総額5億8,173万7,866円、歳出総額5億6,475万9,103円で、差引しますと1,697万8,763円の黒字となっておりますけれども、この内850万円を基金に積み立て、残りの847万8,763円を翌年度繰越しとしたところであります。なお、国保財政調整基金の年度末現在高は341万3,308円増加して、1億3,834万8,913円となっております。

次に認定第3号 令和元年度後期高齢者医療保険特別会計決算について申し上げます。加入被保険者数は、前年度より13人、1.3%減少しておりますが、被保険者の所得が増加していることにより後期高齢者医療保険料については、7.4%減少しております。これによりまして、令和元年度の決算額は、歳入・歳出ともに7,652万1,852円となっております。

次に、認定第4号の令和元年度介護保険特別会計決算について申し上げます。令和元年度の要介護・要支援認定者数は、前年度と比較して2.0%増加し、保険給付費については、前年度比と比較して6.0%の増加となったところであります。これによりまして、令和元年度の決算額は、歳入総額・歳出総額それぞれ、5億2,470万607円となったところであります。なお、介護給付費準備基金の年度末現在高は431万2,681円増加して、6,937万8,786円となっております。

次に、認定第5号 令和元年度北部簡易水道事業特別会計決算について申し上げます。水道使用料は、給水戸数が4戸減少いたしましたけれども、一般3種用が3.5%増加したことなどにより、前年度と比較して1.9%増加となりました。これによりまして、令和元年度の決算額は、歳入総額2,041万407円、歳出総額1,949万4,402円、差引91万6,005円を翌年度繰越しとしたところであります。

次に、認定第6号 令和元年度下水道事業特別会計決算について申し上げます。今年度は下水道施設の長寿命化を目的とした更新工事や浄水管理センターストックマネジメント計画策定業務などを実施したほか、個別排水処理事業につきましても、経年劣化に伴う設

備の補修等を行い、適正な管理に努めてまいりました。決算額は、歳入・歳出ともに2億6,664万3,498円となります。これは歳入の不足額を一般会計から繰り入れたため、歳入・歳出同額の決算となるものでございます。

最後に、認定第7号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計決算について申し上げます。住民の快適な生活に直結している水道事業につきましては、清浄で安全な水を安定的に供給するために、水量の確保と水源保全に留意しながら事業の経営効率化に努めて参りました。財政面では、収益的収支で1,723万1,760円の純利益が生じ、年度末利益剰余金は3億8,559万4,808円となったところであります。また、資本的支出につきましては、2,275万564円の不足が生じましたが、減債積立金、内部留保資金等をもって補填しているところであります。この結果、翌年度繰越現金は3億3,556万8,218円となったところでございます。以上、令和元年度美深町一般会計、5特別会計及び中央簡易水道事業会計の決算概要についての説明といたします。よろしくご審議頂き認定くださいますようお願い申し上げ認定にあたっての提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 以上で、認定第1号乃至認定第7号の説明を終了します。これから認定第1号乃至認定第7号について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め質疑を終了します。

お諮りします。本件については、議長及び9番 荒川議員を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査をすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって本件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。お諮りします。只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任は、委員会条例第6条第3項の規定により、名取議員、田中議員、和田議員、五十嵐議員、岩崎議員、藤原議員、小口議員、中野議員、齊藤議員の9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって決算審査特別委員会の委員は只今申し上げた9人に決定しました。議長から委員会条例第8条の規定により、決算審査特別委員会を招集します。正副委員長の互選及び決算審査の日程の決定をお願いします。ここで暫時休憩します。再開は概ね午後3時、15時といたします。

休憩 午後 2 時 4 分

再開 午後 3 時 0 分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。諸般の報告を事務局長より行わせます。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、正副委員長の互選並びに決算審査の日程を決定し、その結果が議長に報告されました。委員長に藤原委員、副委員長に和田委員が就任しております。決算審査特別委員会の日程は 9 月 16 日、17 日の 2 日間と決定しました。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第 13 報告第 6 号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 次、日程第 13 報告第 6 号を議題とします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。

藤原委員長。

○6 番（藤原芳幸君） それでは、総務住民常任委員会より所管事務調査報告を申し上げます。本委員会は、下記の事項について閉会中に所管事務調査を行いましたので、会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。調査日は、令和 2 年 7 月 7 日。調査事項は、災害用備蓄品の保管・管理状況等について。調査の内容は、①災害用備蓄品の保管・管理状況について。②自治会及び家庭の災害用備蓄品等について。③災害用備蓄品等の整備計画について。④災害発生時における避難対策について。調査方法は現地視察。町民体育館と第 3 コミュニティセンターを現地視察いたしました。後は委員会室におきまして聞き取り調査をおこなっております。

調査のまとめ、①災害用備蓄品の保管・管理状況について。災害時用備蓄品の保管・管理場所については、町民体育館ステージ裏の 2 階に避難所で使用するパーテーションや毛布等が保管され、第 3 コミュニティセンターでは社会福祉協議会の 2 階会議室を借りて、アルファ米や保存水の非常用食品と紙おむつ等が保管されております。管理状況については、何がどこにあるかが一目で分かるように整頓されており、備蓄用食料品は年度別に保管され、保管期限も明示するなど整理されております。災害緊急時の対応を想定した場合、町民体育館では搬出経路が複雑かつ狭隘であり、保管スペースも余裕がなく、新型コロナ

ウイルス感染症の状況次第では、パーテーション等を追加しても保管が難しく、避難所機能に支障をきたす恐れがあります。また、第3コミュニティセンターの非常用食料品等は、避難所である町民体育館には近いのですが、他団体の会議室を一時的に借り、保管している状況であり適切ではありません。

②自治会及び家庭の災害用備蓄品等について。各自治会に令和元年度に配備した灯油ストーブと発電機については、緊急災害時に間違いなく使えるよう、自治会へ定期点検の指示を行い状況把握に努めるべきである。この他、昨年度65歳以上の世帯に貸し出したラジオ付きランタンについては、非常時に戸惑うことなく使えるよう、改めてラジオの受信や充電の仕方を周知するよう自治会等と連携した対応が求められます。また、昨年度更新した防災情報端末機についても、使い方がわからない高齢者に対する適切な対応に努めるとともに、双方向などの機能を有効に活用すべきであります。

③災害用備蓄品等の整備計画について。災害緊急時の迅速な対応を考えた場合、備蓄品の一体的な保管場所の確保が必要不可欠であり、新たな保管場所の整備を早急に検討すべきである。

④災害発生時における避難対策について。避難所での新型コロナウイルス感染防止対策については、基本的に国の指針に沿った対応となるが、密閉・密集・密接の3密対策には複数の避難所の確保が重要とされており、ソーシャルディスタンスのための収容人員の設定に加え、町民の健康状態の把握、避難所内の行動制限のエリア確保も必要となり、宿泊施設の活用も検討項目となる。また、個人における親戚・知人宅への非難も想定されることから、町民の避難動向も把握する必要があり、新たな対応マニュアルの整備も課題である。災害避難時において、高齢者世帯や高齢者福祉施設の避難誘導も含め、役場、自治会、関係機関の役割分担の明確化と連携の在り方を再確認し、災害はいつどこで起きても不思議でないという意識を常に持ち、災害発生時に慌てることなく行動できるよう日頃から準備を怠らないことが重要であります。町民の安心・安全を守る為、第5次総合計画の10年間で教訓となった防災の在り方を検証し、第6次総合計画における防災体制の充実と強化を図ることが必要であります。以下、災害時用備蓄品の備蓄状況及び今後の整備計画については表をご覧頂きたいと思います。以上で、総務住民常任委員会からの所管事務調査報告と致します。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ござりますか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 4ページの上段の方にあります③の災害用備蓄品等の整備計画についてということで、現状分析した中で災害の備蓄品については非常に手狭で出しにくい

場所に 1 カ所あるということと、食料品等については管理等に色々課題があるということとで備蓄品の一体的な保管場所の確保が不可欠だというような結論に達し、新たな保管施設の整理を早急に検討すべきということで、今回の補正予算に繋がってきたのかなと考えるところですが、ただこの保管の仕方の問題というのは色々意見等あると思いますが、全国的な流れの中では一カ所の保管ということが、万が一、そこが災害等で備蓄品が出せないような状況になりかねないことも考えると、複数の保管場所というのは、きちんと確保すべきだというような国全体の流れも 1 つはあると思いますが、その辺の話というのは具体的には出なかったのかということが 1 点と、それから、その町が進めてきたその防災の中にはラジオ付きランタンについても触れておりまますので、ちょっとお聞きしたのですが、これラジオ付きランタンと言うのは、ラジオは機能しないのかなと思っていたり、いわゆる FM 放送の受信機だったということですね。だからランタンとしての役目はあるのだけれども、これらについてどの程度のその委員会の中では話が出たのか、その 2 点だけお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 6 番 藤原君。

○ 6 番（藤原芳幸君） 保管場所等に関してではありますけれども、まずこの調査時におきましては、現状を見渡した時にまずメインとなる保管場所として考えた場合に非常に状況的に課題が多いという中で、まず避難所のメインである体育館に近いところに保管場所が 2 カ所とはいえ確保出来ていることは 1 つの評価ではあるけれども、更には現状、その体育館の状況あるいはコミセンの 2 階の会議室の状況等を考えた場合には早急にその 1 つとしてある程度のスペースも確保した中で保管場所というものが当然必要になってくるのではないか。当然その時には、9 月の補正のことはわかっておりませんでしたけれども、それを踏まえて今回の補正も含めて繋がってきたのかなとは思いますけれども、我々委員会としては出来れば 1 つの物に統一した保管場所として出来ることが望ましいというような中での今回の結論でありまして、分散等に関しては今、その後色々あちこちでのこれ 7 月 7 日に所管事務調査したのですが、8 月等の本州等での災害等の中で現実にその分散避難等を考えた場合には、分散避難も必要でないかというそのような議論も確かに出てきたのは間違えのないことではあるのですけれども、この段階ではまだそこまでの議論ではなくて、まず美深町として 1 カ所必要なものをためておけるメインとなる施設をその整備する必要があるのではないかというようなこの段階ではお話をございました。もう 1 点、ラジオ付きランタンに関してはラジオが中々 FM ラジオということで馴染みがないというか、美深町、電波があまり良くない中で、どうして FM だったのだという話だったのですが。災害時には FM 放送に切り替わって色々情報が発信されるので FM 対応で可能ではないか

というお話をございました。ただ、利用に関してはそれも我々も聞いてわかったことであり、実際使う事においてそこまで中々周知の出来ない部分もあると。そして後、充電機能に関してもとりあえず箱から出して直射日光のあたるところに置かないことには、ポンと箱から出してすぐに使えるものではないということもあるものですから、再度、ただ配っただけで終わったところが結構多いような状況も見受けられるので、自治会等とも連携をしながらまず箱から出して使える状況になるということをまず確認をしてもらう指導してもらうということが、まず必要ではないかということでこのような調査のまとめとなったところでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。続いて産業教育常任委員長。

岩崎委員長。

○ 5番（岩崎泰好君） それでは所管事務調査報告を申し上げます。本委員会は閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により別紙の通り報告するものであります。調査日につきましては、7月31日実施をいたしました。調査事項・内容につきましては、1点目はチョウザメ事業の現状と課題について。事業推進委員会の開催と内容。飼育研究施設の稼働状況と建設工事進捗状況。飼育状況やふ化の現状と課題。販売状況と今後の課題。2つ目につきましては、山村留学制度と仁宇布小中学校の学校運営の現状と課題について。特認校や義務教育学校など検討課題の進捗状況。山村留学制度を支える今後の施設整備。学力や体力面における取り組みの現状と検討課題について調査を行いました。調査の方法は、現地視察と聞き取りの2本立てでございます。調査のまとめは、以降5ページ、6ページ、7ページ、8ページまで非常に長文になりますが、大変な中身でございますので一通り読み上げて報告とさせて頂きます。

チョウザメ事業の現状と課題について。①事業推進委員会の開催状況と内容。委員会は、平成29年・30年に年1回ずつ開催されたが、令和元年から未開催。現状については、具体的な問題は専門家から意見や助言をもらっているということでクリアしているとの報告がございました。事業の進捗状況は、目標を達成できていないため、現在の実績と合わせて当初計画を見直していく必要があるとの回答を得ましたが、事業推進委員会の開催は構想検討の場から産業化へ向けての各分野の専門家から意見や助言を貰う場として設置されたものでありますし、ふ化・飼育の様々な現場の状況と計画の進捗の乖離が見られる現状と、そしてキャビア生産に関しても採算ベースで業計画通りの目標に到達するには困難な状況であり、推進委員会として現状を分析し、実績や課題を取り入れた事業計画の再検討が必要であります。計画の見直し等も含めた課題は大きく、未開催という現状は今後の

運営や検証に禍根を残すことのあることから定期的な開催を求めるものであります。

2番目には、飼育研究施設の稼働状況と建設工事進捗状況であります。飼育研究施設、これは辺渓にありますが、この稼働状況はチョウザメふ化棟が平成30年6月3日稼働し、44基の水槽で2,035匹、これは今年の6月30日現在の数字ですが、飼育が行われている現状です。水源は当初、放流水としておりましたが、飼育の経過の中で様々な課題が出て参りまして、本年度はふ化棟の一部においてかけ流し飼育が可能となるような施設改善を実施しているところです。チョウザメ屋外稚魚飼育水槽は令和2年6月1日稼働し、ハウス付き水槽8基で459匹、これも6月1日現在の数ですが、を飼育し予想以上の成長であったとの報告であります。現地視察時には仁宇布の水力発電所の導水管点検のために水を止めているという状況が発生しまして、他の施設へこれらチョウザメは移動している状況でございました。また横で工事を行っていますハウスなし水槽10基については工事中で秋以降順次稼働の予定という報告でございました。飼育の経過の中で様々な課題があり、特に水質に問題はないが稚魚・成魚の生存率が低いことについては、快適な飼育の環境づくりに関係機関の研究・助言による改良を加え研究を重ねていることについては評価をいたします。チョウザメ屋外稚魚飼育水槽の稼働は予想以上の成長であったとの報告に安堵するところですが、ハウスなし水槽10基が秋以降順次稼働の予定であり、仁宇布水力発電所の導水管点検のため止水への対応対策は重要な課題であります。建設工事進捗状況は、平成29年度から取水樋門・排水樋門・ふ化棟建設から始まりまして、令和2年度の屋外稚魚飼育水槽10基建設まで、7億3,241万4,800円の工事費があてられております。これについては表1をご覧ください。令和3年度予定している高温水浅水槽や屋外親魚の飼育水槽などこれらについては計画を先送りし、既設の既に建っております屋外水槽のハウス設置など運用改善を最優先としたいとして検討中であるとの報告もございました。令和3年度以降の工事の進め方は、優先順位や新たな取り組みを含めて構想全体像の再検討と再構築が大きな課題というように報告を申し上げます。

次に飼育状況やふ化の現状と課題についてでございますが、ふ化の現状については平成30年度・令和元年度と稚魚飼育が順調にいかず生存率が1.3%と低いため、北海道大学、さけます内水面試験場の指導・協力を受け原因分析と辺渓ふ化棟の一部にかけ流し飼育が可能となるような施設改善を実施し、採卵受精作業を実施しているところであります。人工飼育への切り替え時期を体長約5cmとして水質悪化とならないよう給餌量調整、体長15cmぐらいまで注意深く飼育そして現在の6月30日現在の飼育数は平成30年度産が約1,500匹、令和元年度産が約400匹、令和2年度産が約6万匹ということの現状でございます。町内全域での飼育状況は5施設で4,131匹、これも6月30日現

在でございますが飼育され、施設能力が作業効率など勘案しながら成長に応じて移動させるということとしているということでございます。これについては表2をご覧ください。チョウザメの育成に取り組んでいる他地域と自然環境や飼育方法に違いがあり、美深町独自の知恵を加えながら技術確立に努めていく方針だということがございまして、キャビアに関しては育成年数を経過すればキャビアが出来ると予想していたけれども、個体によってはキャビアの質にバラつきがあり商品化までにはまだ5年程度要すると想定をしているところであります。飼育状況とふ化の課題については、常に育成技術の確立と環境整備・改善を行っていかなければならぬ現場努力を評価するとともに、蓄積してきた経験に学び計画にある毎年500匹育成体制構築に尽力されたいということでございます。

次に、販売状況と今後の課題でございますが、販売状況につきましては、平成30年度・令和元年度の2年間で713匹、これは詳細を書いてございますが、このうち雄については町が美深振興公社にキロ1,000円で卸し、魚肉を公社が町内外に販売しております。雌についてはキロ3万円で卸し、魚肉やキャビアは美深温泉でチョウザメ堪能プランとして使用している現状であります。美深温泉を除く町内外の事業所への販売実績は、町内延べ8事業所、町外延べ6事業所へ125匹、これは表の3と4を見て頂きたいと思いますが、高級志向の町外の観光ホテルなどからも注文も見受けられ、キャビアにおいても問い合わせがあるという状況であります。瓶詰めの本格的なキャビアは味付けの調整など経て本年度から販売予定との報告でございましたが、まだまだ本格的な物には至っていないというのが大きな課題であります。魚肉販売では、町民のチョウザメ料理に対するイメージは泥臭さなど未だ払拭されていないことから、人気メニューになるチョウザメ料理の開発や町内飲食店における普及と定着がまだ必要であり、一定期間低価格での魚肉提供を町内外の事業所レストランなどに働きかけることも1案として提案をしておきます。

次に山村留学制度と仁宇布小中学校の学校運営の現状と課題について報告を申し上げます。1つ目は特認校や義務教育学校など検討課題の進捗状況でございますが、小規模特認校、義務教育学校等の検討状況においては、平成28年度から数回に及ぶ懇談会や教育委員会議で検討されているのが現状です。義務教育学校制度の導入は、現状において仁宇布小中学校の特色となる少人数指導、小中一貫教育や小中教諭相互乗り入れによる専科教育の充実などすでに取り組んでいる状況でもございます。導入した場合でもさほど変化はないということが示されました。義務教育学校制度を研究していく中で、養護教諭や事務員の配置に児童生徒数によっては町の負担が生じる場合があることが判明し、現在では保留しているとの報告です。課題としては、現状では学校長の発令の元、小中教諭が兼職しているが、今後の継続性にはその時の学校長の意向が問われ、不確実であることが挙げら

れます。小規模特認校では、現在建て替えが進んでいる仁宇布小中学校の児童生徒数が23名程度を想定しており、市街地からの受入には制限が必要になることや仁宇布までの通学などの面での課題もありますが、これから制度導入を目指していきたいと報告でございました。小規模特認校や義務教育学校の制度導入にあたっては、平成29年度から30年度まで議会で設置した山村留学に関する調査特別委員会の際に児童生徒数の維持確保という面で仁宇布小中学校存続の根幹をなすものとして位置付けられたものでございます。義務教育学校の導入は検討課題として残されますが、小規模特認校は早急な実現を求めるものであります。

次に、山村留学制度を支える今後の施設整備について報告を申し上げますが、山村留学制度を支える今後の施設整備では、親子住宅の確保が課題となっており、第6次美深町総合計画へ持ち越されている現状であります。ホスターホームの整備には財源的に厳しいものがあり、新しい計画にはないとの見解ですが、前述の山村留学に関する調査特別委員会の中でも、親子住宅やホスターホームについて老朽化や男女が寄宿することへの問題・課題が提起されておりまして、総合計画に盛り込むことを求めるものであります。

続いて、学力や体力面における取り組みの現状と検討課題でございますが、学力や体力面における取り組みにおいては学力面で少人数指導、小中一貫教育の充実、放課後学習会の実施や宿題、家庭学習の丁寧な点検など、小規模校ならではのきめ細かな教育、学習指導がなされております。また体力向上の取り組みでも、小学校5年生からの部活動参加や地域行事参加による体力づくりなど魅力ある特色づくりが実践されているところでございます。以上、まとめを読み上げて報告とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 一つ聞いておきます。報告書の8ページに飼育状況の中で株式会社クリアのビニールハウスというのがあるのですけれども、この成果というか今度辺渓に出来ているところに移設だという考え方も当然出てくると思うのですけれども、ここの施設の必要性とか、そのような内容等の議論は出たのかどうかだけお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 現状のチョウザメの飼育状況にあっては、恩根内の施設、それからクリアのビニールハウス、それからチョウザメ館、そして辺渓の施設。それぞれがどこを辞めるここを辞めるということではなくて、その施設を有効に使いながら、環境の中で育つチョウザメをその場所で育っていくということが報告の中身でございました。それらについては、特に委員の中からは質疑というものもありませんでしたし、これについては

特に問題とするような課題等はなかったというように委員間ではおさえております。以上です。

○議長（南 和博君） よろしいですか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 成果の報告とかそういうのも一切議論の中にはなかったということを理解してよろしいのですね。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 成果というような報告はございませんでしたが、ただ有効にある施設は活用してそこにそれに匹敵する大きさのチョウザメ等を順次入れながら飼育に専念しているということでございますので、それ以上のことについては委員間でも問題として挙げておりませんし、報告もございませんでした。

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。

◎日程第14 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第14 休会日の決定の件を議題とします。

お諮りします。15日から17日までは議案審査並びに決算審査特別委員会のため、休会にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって15日から17日までは休会とします。以上で本日の日程を終了しましたので、本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦労様でした。

散会 午後3時34分

令和2年第3回定例会
美深町議会会議録
第2号（令和2年9月18日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 認定第1号 委員会報告 令和元年度美深町一般会計決算の認定について
- 第 3 認定第2号 委員会報告 令和元年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第 4 認定第3号 委員会報告 令和元年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 第 5 認定第4号 委員会報告 令和元年度美深町介護保険特別会計決算の認定について
- 第 6 認定第5号 委員会報告 令和元年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第 7 認定第6号 委員会報告 令和元年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について
- 第 8 認定第7号 委員会報告 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について
- 第 9 議案第42号 美深町手数料徴収条例の一部改正について
- 第10 議案第43号 美深町町有林野管理条例の一部改正について
- 第11 議案第47号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第5号）
- 第12 議案第48号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第49号 令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 同意第13号 教育委員会委員の任命について
- 第15 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 第16 意見書案第4号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出について
- 第17 意見書案第5号 種苗法の改定に関する意見書の提出について
- 第18 議員派遣の件
- 第19 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員（11名）

1番 名 取 明 美 君	2番 田 中 真奈美 君
3番 和 田 健 君	5番 岩 崎 泰 好 君
6番 藤 原 芳 幸 君	7番 小 口 英 治 君
8番 中 野 勇 治 君	9番 荒 川 賢 一 君
10番 齊 藤 和 信 君	11番 南 和 博 君

◎欠席議員（1名）

4番 五十嵐 庄 作 君

出席説明員

◎美深町

町 長 山 口 信 夫 君	副 町 長 今 泉 和 司 君
総務課長 川端秀司君	住民生活課長 渡辺美由紀君
保健福祉課長 後藤裕幸君	農務課長 山崎義典君
建設水道課長 杉本力君	会計管理者 政岡英司君
総務グループ主幹 小林一仙君	企画グループ主幹 中江勝規君
生活環境グループ主幹 内山徹君	税務グループ主幹 中林秀文君
保健福祉グループ主幹 小野勇二君	農業グループ主幹 桜木健一君
建設林務グループ主幹 竹田哲君	水道住宅グループ主幹 町屋英雄君

◎教育委員会

教育長 草野孝治君	教育次長 望月清貴君
教育グループ主幹 大堀裕康君	教育グループ主幹 和田政則君

◎農業委員会

農業委員会会长 藤本博君 事務局長 山崎義典君

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本守君 事務局長 玉置一広君

◎議会事務局

事務局長玉置一広君 事務局副主幹服部満君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。本日、五十嵐議員から欠席の申し出がありそれを受理しております。只今の出席議員は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告をいたします。去る9月16日、17日決算審査特別委員会が開かれ付託事件の認定第1号乃至認定第7号の審査を行い、それぞれの審査結果報告書が議長宛に提出されており本日の会議に付議しております。次に、休会中、議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から9月実施の例月出納検査報告書はお手元に写しを配布しています。次に、追加議案について申し上げます。長側提出のものは同意1件です。議会側提出のものは、意見書案3件、議員派遣1件、承認案件1件で本日の会議に付議しております。以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 資料提出を求める動議を提出したいと存じますがよろしいですか。

○議長（南 和博君） 只今、5番岩崎議員から資料要求の動議が出されました。まず説明をお願いします。

○5番（岩崎泰好君） 議案第47号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第5号）の審議にあたりまして必要とする資料の請求を求めるものであります。1つ目は、地域木材利用促進事業の中で木質化改修のその詳細につきまして、またその説明の中にありました林業関係者等の担い手教育や労働安全衛生教育の内容と実施状況について資料提出頂きたくというように思います。それから2つ目は、防災活動強化事業の防災資材庫の建設につきまして、その建設場所と設計の概要について資料を求めるものであります。3つ目は、研修施設感染症予防対策改修事業の設計の概要につきまして、とりわけ広さ等のものが分かるような中身につきまして資料を求めるものであります。

○議長（南 和博君） 只今、5番議員から動議の資料要求の内容が説明されましたが、このことについて賛成される議員の挙手を求めます。

（多数挙手）

○議長（南 和博君） 賛成多数ですので、この要求を受理したいと思います。担当部局

においては、資料の整理をよろしくお願ひします。

○建設水道課長（杉本 力君） 詳細なという話をしていたのですけれども、ちょっとそうなると時間が係るので。

○議長（南 和博君） 補正予算の審議前に可能にしてください。

◎日程第2 認定第1号 委員会報告 令和元年度美深町一般会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第2 認定第1号 令和元年度美深町一般会計決算の認定について乃至日程第8 認定第7号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。本件、認定第1号乃至認定第7号は決算審査特別委員会に付託しておりましたが、委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果について一括してご報告いただきます。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 認定第1号乃至認定第7号について決算審査特別委員会の報告を申し上げます。令和2年第3回定例会において、本特別委員会に付託されました認定第1号 令和元年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について、去る9月16日と17日の2日間、各会計決算書、財産に関する調書、決算説明書、主要施策評価調書、監査委員意見書等に基づき審査を行いました。審査の経過につきましては、議長並びに監査委員を除く全議員で構成する特別委員会ですので省略をさせて頂きます。審査の結果、認定第1号乃至認定第7号については全員賛成で認定すべきものと決しました。以上で委員長報告といたします。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告は認定第1号 令和元年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定については全員賛成で認定すべきものという報告です。決算審査特別委員会は議長及び監査委員を除く全議員で構成する委員会です。したがって質疑・討論を省略し採決を行います。

○議長（南 和博君） 日程第2 認定第1号 令和元年度美深町一般会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって認定第1号については認定することに決定しました。

次、日程第3 認定第2号 令和元年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって認定第2号については認定することに決定しました。

次、日程第4 認定第3号 令和元年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって認定第3号については認定することに決定しました。

次、日程第5 認定第4号 令和元年度美深町介護保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって認定第4号については認定することに決定しました。

次、日程第6 認定第5号 令和元年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって認定第5号について認定することに決定しました。

次、日程第7 認定第6号 令和元年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって認定第6号については認定することに決定しました。

次、日程第8 認定第7号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって認定第7号については認定することに決定しました。

◎日程第9 議案第42号 美深町手数料徴収条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第42号 美深町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第42号に関し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第42号について採決します。議案第42号 美深町手数料徴収条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第42号は可決されました。

◎日程第10 議案第43号 美深町町有林野管理条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第43号 美深町町有林野管理条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第43号に関し質疑を行います。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） この説明では砂防工事のために、いわゆる道なり国土交通省の方に土地を譲渡したという説明だったのですけれども、聞くところによるといわゆる有償譲渡というような形を聞いたのですけれども、この854m²あたりどのぐらいの単価で譲渡されたのか、ちょっとその辺だけお聞かせください。

○議長（南 和博君） 竹田建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（竹田 哲君） 土地の売買価格についてでありますと、面積852.56m²売買しまして土地の代金としましては4万6,549円、m²で割りますと54.6円となっております。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。なければ質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第43号について採決します。議案第43号 美深町町有林野管理条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第43号は可決されました。

◎日程第11 議案第47号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第5号）

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第47号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。只今、先程資料要求がありました資料の配布をして頂きたいと思います。

（資料配付）

○議長（南 和博君） これから議案第47号に関し質疑を行います。質疑はありませんか。

9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 今、資料を頂きましたが14ページになります。防災資材庫の新築の関係でお聞きをしたいと思います。まず建設場所の確認をさせて頂きましたところ、こここの場所が冬期間になりますと体育館等のその敷地内の雪を蓄積する積む場所になっておりますが、かなりの量の雪が毎年積まれるような状況ですが、これが適切な場所なのかどうかの考えをまずお聞きしたいと思います。それと同じ16ページになりますけれども14節のこれも工事請負費になります天塩川自然学校の個室化の改修ですが、当然福祉会の了承の下行うものと思いますけれども、決算委員会の方で誰かが同僚議員が質問した経緯も何かあるというような話も聞きましたが、体育施設と見なして体育施設運営費という形で計上したのかどうか、その辺の経緯をお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） まず私からは14ページ防災資材倉庫の建設場所の関係でございますけれどもお手元の資料をみていただいた通り町民体育館の西側と町民体育館横の広場の西側という場所に建設を考えております。イメージして頂くとすれば夏祭りにステージが建つのですから、ステージに向かうと更に左の奥の方という場所で、あの広場アスファルト舗装になっておりますけれども、舗装が切れる砂利の部分があるのですけれども、そちらの方に建設をすることを考えております。場所の選定にあたっては除雪を担当しております建設水道課長と一緒に行きまして現場を確認しております。言わざる通り冬の間あの一帯の雪をあそこに押すということで確かに雪が大量に堆積される場所ではあるのですけれども、一定程度その場所であれば対応できるということでこの場所を選定しております。ただ、冬は常時そこに行く通路を開けるということはやはりちょっと難しいので冬にもしもの事態があった場合は、そこをロータリーで開けると。で、アクセスできるようにするということで、それは除雪の担当ともそういったことで打ち合わせ済みであるということです。以上です。

○議長（南 和博君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 只今、天塩川自然学校の件でご質問ありましたけれ

ども、現在平成27年から美深福祉会から教育委員会の方で、あそこはスポーツ合宿ですか、エアリアルのタレント発掘の事業ですか、そういったことを含めて、あと子どもたちの自然体験事業ですか、そういったことに利用するということで仮置きをしてございます。今般コロナの関係で個室化ですか、換気対策ですか、そういうことを行うということで教育費の方で予算計上をしているところでございます。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） まず資材庫の関係ですけれども、冬季緊急の場合にロータリー等で飛ばすという話ですが、かなりの時間がかかるのではないかというような気がします。その辺の考え方をもう一度お聞きしたいのと、それと天塩川自然学校の方ですが、今後の施設の在り方等の協議はされているのか、その辺の状況をお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 確かに雪の量によっては相当の時間がかかるということも想定されます。ただ冬季の場合、避難が想定されるものとして、吹雪、風雪による災害というものの避難かなと思います。そうなると予めそういった天候が予測できるということと、あまり広範囲で避難させると逆に冬の場合は移動が危険ということもありますので、そういった部分で対応できるかなと思いますけれども、夏に関しては急に水害で急激な雨とかというのはあるのですけれども、冬の場合は予めある程度想定できるかなというところで考えて、本当にそういった爆弾低気圧みたいなものが想定される時は、予めそういう対応を早めに出来るようにしたいなと思っております。

○議長（南 和博君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 美深福祉会とは3年契約でこれまで1回更新しています。今年度末がまた更新時期となってございます。そして改修についても了解を得ての改修となってございます。今後について、この施設は今まで合宿等で延べ千人近い方が利用されておりますので、今後も引き続き利用を考えておりますので譲渡含めて色々な協議を進めていきたいなと思ってございます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 私もちょっと関連して災害備品保管庫についてお伺いをしたいと思います。先の7月の総務住民常任委員会の所管事務調査の中で、今2カ所に分けて保管している保管庫の様子を見させて頂きまして、冒頭の所管事務報告の中でも触れましたけれども何とか一体的なものとして保管が出来れば良いな、確保が出来れば良いなというようなことで話を進めさせて頂いて、全員協議会の中でこれを伺った時には確かに体育館の部分の資材、段ボールだとかそういうものをまず保管すると。そして食品関係、水に関し

てはここには含まれないというような形で説明があったのですけれども一体として保管場所確保が望ましいというように私達も考えておりましたし、恐らく担当も同じような思いではなかったのかなと思うのですけれども今回はそういう一体的なものとしての計画に、これはなっていないような気がするわけですけれども、こういう形に至らなかつた理由等があれば教えて頂きたいなど。それと今回の補正予算全般に対するものとして、今回コロナの緊急ということで沢山の補正がつき事業が沢山組まれておりますけれども、町にとっては非常に景気対策等も含めて有難い話ではあるのですけれども、年度当初に色々コロナ対策で拠出をした部分、あるいは一般予算の中でも色々事業が組まれている中で特に土木建築に関しては、今当初予算のものを一生懸命今進めている状況であります。そして他の備品等に関しても中々込み合っているようで届いていない状況の中で、今回のこの沢山の取り上げているものに関してどのぐらいの期間の中でこれを処理していくかという考えなのか。発注した備品等もいつ頃まで配備されるような状況になっているとお考えになっているのか。それと工事業者、今本当に一生懸命に春に発注した部分の工事をやっている状況でありますけれども、これから冬のシーズンに迎えて工事業者等のキャパの問題だととかその辺の期間の問題等についてはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 防災倉庫が食料と備蓄品、その他の資材と一緒にならなかつたのかというご質問かと思いますけれども、今回のコロナ対策の中で防災資材、沢山整備させてもらうということで出しているのですけれども、これは避難所における避難者の密を回避するということで、一定程度の仕切りを作るということと、それもスペースを保ちながら配置するということでの数の想定になっておりまして、委員会的にも申し上げたのですけれども天塩川が氾濫した場合、その時に最大で非難する人数を平成26年の時に想定しております、大体今500人が避難するという計算になっております。この500人を町民体育館なり美深小学校、中学校主にこの3つに収めるために必要なパーテーションの数、それが全部で132個ぐらい必要になってくるのですけれども、その内現有の分を除いて足りない分を今回整備することになっておりまして、パーテーションだけでもかなりの数になります。その他、ベッドについても現有のもの各パーテーションに1つずつということで現在持っているものがないので、これについては130台ということになりますし、毛布やマットについても今200人分しかないので追加で300人分ずつということで相当な量になります。これを1つその資材庫に全部入れるということで図面にお示しした8.19m角の倉庫になりますけれども、そこを二段に仕切って上まで3.5mあるのですけれども、そこに資材がびっちりはいるというような設計になって

おります。そもそも食料品については、この倉庫では温度が冬の間低くなってしまうので水が氷ったりだとか食材が適温が保たれないという恐れがあるので、ここに入れる想定はしていなかったということで最初からこちらの資材庫には、温度の影響受けても大丈夫なものを入れようということでのこの規模の設定ということになっております。それと2点目の質問で、全体での話をして事業の周期と言いますか、今回のこの地方創生の交付金の関係は基本的に3月までに事業実施して完了してくださいという国のそういう要綱になっております。ですので、基本的に全て3月までに事業を完了させるということになりますけれども、国において繰越明許費になっておりますので、場合によっては最初の第1弾の補正の時とかにもお話ししていますけれども、物が3月にまで生産が間に合わないとかそういうものについては繰越で対応して構いませんということになっておりますので、そういうものは後程繰越の手続きということになろうかと思っております。以上です。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 備品庫の方に関しては、今主幹の方から説明のあったように当然今のスペースでは狭すぎると。これを対応するのにはということで本当にこのように早く対応が出来るようになったというのは非常に有難い話ではあるのですけれども、その中で当然食料品に関してはどのような保管をするかということで空調の問題だとかそういうことも含めて発生するのは容易にわかったわけなのですけれども、そのような中で現在使われている社協の上の会議室というのが本当にあそこでいいのか、折角作るのであつたらそういうことも含めて作れなかったのか、計画ができなかつたのかなというように思うところなのですよ。それで当然予算の問題だとか大きさの問題だとか色々あったのかもしれないですけれども、これやっぱり一体物として計画したけれども難しかったのか。最初から食品は外して段ボール等の備品だけで保管庫を確保しようということだったのか、その辺もう一度お伺いしたいのですけれども。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 食料については、ご飯ですね。その米については、ここでも保存できると思うのですけれども、やはり水についてはどうしても凍結の恐れがあるということでこういった資材庫を建てて、それが凍結しないようにするということになると通常の断熱だけでは、ちょっと間に合わないかなと思います。体育館への増設等も考えたのですけれども、あそこの周りで中々その拡張してスペースが取れる場所がないということで食料についてはやむを得ず現在の第3コミセンの2階、あそこを利用して頂いて資材については一体でここで管理するということで、この資材庫からアリーナの入り口までは直線にすると15mぐらいかなと思いますので、実際にその災害の際に運び込

むにしてもそれほど遠い距離ではないということで、場所もここが適しているかなという
ように考えております。以上です。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 最後です。メインの避難所が体育館ですので、それに沿った形と
いうことの当然計画なのでしょうけれども、先程主幹が言っていたように、その一体と
して考える部分にはそういった色々な課題があるというのは、前回の時にも色々話の中で
出てきていた部分ではあるのですけれども、単独で考えると当然断熱の問題、空調の温度
確保の問題とか色々当然出でますけれども、何か既存の建物と一緒にして空調的なもの
を補完するだとかいうそういうようなことは考えられなかったのかどうなのかという部分
を何かの部分ということは当然体育館周辺のことになるのですけれども、そのような検討
はされなかったのかどうなのか。それと最後の質問ですので、先程あとのことに関しては
ちょっと触れなかったのでもう一回補正予算全体の考え方としてちょっと最後に1つ聞き
たいのですけれども、今回は沢山の補正の中でこういう状況になったけれども、一方では
今年の当初予算から含めて事業の中止や見直し等の中で執行されていないものも結構残っ
ているわけですよ。今後もそういう状況が見受けられる中で、そういう執行されていなくて
残ってきている予算の扱いを今後どのような形で考えていくのかも合わせてお聞きしたい
と思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 周辺の施設と合わせて設定する検討はしたかとい
うことなのですけれども、やはり町民体育館がまず第1の避難所になるということで、あそ
こに搬入する、あそこの避難所を準備するそれが支障のないようにしたいという考え方であ
りまして、あそこから離れた場所にこの資材を保管するということは最初から考えていな
くて、なるべく町民体育館に近いところ。先程、500人が避難すれば美深小学校や中学校
を使うという話をしたのですけれども、そういった事態は千年に一度の水害の規模の場合
に出てくるかなという事で、ハザードマップがそれ見てもらえばわかると思うのですけ
れども、基本的には町民体育館の部分で十分対応できるのではないかということがあって、
体育館のすぐ近くにまずは設定をしたいということで、体育館を拡張したいというのをま
ず考えたのですけれども、ちょっとスペース的に難しかったということがあっての建設場
所になっておりまして、そういった意味で今、食料品については第3コミセンに入っています
から、まさに一番近い公共施設の一部にそのように保管しているということで、見て頂いた通りあの量を毎年一年分ずつ入れ替えていくという想定になっておりますので、あれ以上のスペース今のところ増えないかなと想定しておりますので、こういった形で対

応していきたいなと思っております。それから予算の関係、コロナの関係で色々執行残等が出てくるのではないかということありますけれども、完全にもう出来なくなってしまったもの、それから大体の事業、規模を変えたりなんかしてやる事業など、今それなりにそれぞれ担当でそういう検討なりして対応をしていると思うのですけれども、完全にできなくなったものについては減額なりの対応をしていくということになろうかと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 予算書の12ページなのですけれども、いわゆる農業振興費ということの中で、今回コロナ対策費の関係で農業情報ネットワーク環境整備それと農業情報通信機器導入支援事業の補助金という形の中で、2つ上がっているのですけれども、これの全体の事業費というのはいくらになっておられるのか、まずお聞かせください。

○議長（南 和博君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） ご質問のありました農業情報ネットワーク環境整備事業補助金及び通信機器の導入支援事業の補助金、この基となる事業費のことによろしいですか。まず情報ネットワーク環境整備事業の補助金につきましては、事業の補助が5分の4と考えておりますので、事業費、もととなる事業費については440万円ほどと考えております。現段階ですね。ただ入札等によって下がってくると思いますので、この範囲以内で行っていきたいと思うところです。もう1点、情報通信機器の導入支援事業の方ですけれども、この事業につきましては事業費というよりも補助の上限額1件あたり45万円と考えておりますので、この45万円のもととなる額が135万円、これの3分の1補助ということで45万円を上限として考えております。ですから、これ×10件で予算を組んでおりますので1,350万円ほどのもとの事業費となります。以上です。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 今の上の分に関しては5分の4の補助ということで、これは北はるか農協、基地ですからね。そっちの方の補助条件という中で通信機器というのは農家個人さんが人手不足だとかコロナ禍の中で経済活動を行うための機器を導入するものに対しての1件あたり上限が45万ということで10件分で、ただ元を考えますと135万という導入するのに係るのであれば、これに対する5分の4ぐらいの補助を出してもよかつたのではないかというのですけれども、その点3分の1という補助率と言うのは、これは農業者個人に補助をするものなのですけれども、その点の考え方は何故3分の1となったのか、その点をお聞かせください。

○議長（南 和博君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君）　今回のコロナ禍の中のこの事業推進ということで立ち上げたわけですけれども、先にお話した情報ネットワークの環境整備の方につきましては、単年度で終わる事業と考えておりますが、各農業者が整備する通信機器の導入については、単年度では終わらないと考えています。ですから、来年以降も引き続きこの支援を行うためには初年度で例えば5分の4という補助を設けることはできなかったのですね。来年度以降もどう支援をしていくか考えた時に、ですから今回は3分の1補助ということで、来年度以降もどうにか支援をしていきたいという考え方で、この3分の1としたところです。

○議長（南 和博君）　10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君）　だから尚且つ農家個人のものですから、5分の4までしろとは言いませんけれども、農家個々の経営を助ける意味ではやはり。せめて2分の1の補助程度の感覚の考え方があったのか、今後そのようないわゆる機器を導入して農業を行うという戸数が美深町内で、どれくらい試算をした中で考えた補助率かもしれませんけれども、その最低でも2分の1程度の補助を出す気はなかったのか最後にお聞かせください。

○議長（南 和博君）　今泉副町長。

○副町長（今泉和司君）　方針に関わる部分ですので、私の方からも答えさせていただきます。これまでもそうなのですが、農業者につきましては、いわゆる団体集団である部分、こういった部分について2分の1補助という部分が通例でやってきております。ただ、個人の要するに所得なり個人の資産を形成するような補助については、これまで補助率がぐっと2割程度の補助という形でずっときています。したがって、この率というのはやはり踏襲していかなければならないだろうと考えておりますが、ただ今回このコロナ禍の中の緊急対策ということで、どの件数ぐらいの農家さんが、既にこういったＩＣＴ農業の導入を考えているかというのは、中々詳細までは掴めていないのですが、やっぱり緊急にやるものですから農家さんもやはり経営のですね。1年の経営計画あると思いますけれども、それを前倒しになるのか、それとも計画になかったやつをやらなければならぬのかということになってきますと、従前のやはり補助率では中々難しいだろうという部分、したがって先程主幹が言ったように、今後もやはりやっていかなければならない事業の中でやはりそこに大きな差が出てしまうというのも、またこれは不公平になってしまいますので、早く手を挙げた人間が高率の補助で、後になっていくと補助が極端に少なくなるというのもこれはやっぱり不公平かなということで、やはり個人の農業機械の資産価値を高めていくというそういう考え方もありますので、それにプラスして今回のコロナ禍という緊急の中で農家の財源をどうやり繰りしてでもやっていくというそういういった部分で少しは補

助を上げて3分の1というそういう考え方でやってきています。ただ、今後もこの農業の部分、昨日も議長の方から質問ありましたけれども、やはりこういった高度な農業技術を導入していく、新たなその補助制度というのも検討していかないとならないと思っておりますけれども、そういう時にどこまで補助率を考えればいいのかというのも、これはまだ検討はしておりませんけれども、ただ今回のその国の臨時交付金を活用しての補助ですので、少しは補助率を上げて農家の方に投資して頂きたいとそういった意味での3分の1ということでございます。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 今の副町長のご回答の中でも、その町内の農業者の中でどのくらいそのＩＣＴスマート農業の方に取り組む意欲があるのか。これからどうこうというのを見ていかなければいけないという部分の回答があったかと思うのですけれども、この今提示されているコロナ禍の対策としての部分でいうと、これ自動操舵のトラクターに掛かるものだと説明を受けたのですが、道内の普及率というのはどれくらいあるのかお聞きしたいです。

○議長（南 和博君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） 今、ご質問のあったＩＣＴ品質の普及状況、北海道内ではどのくらいあるかというご質問ですけれども、まさに今、各地で通常の事業化にするための研究が行われているという状況なのですね。ですから、普及している、間違いなく入って通常通り動いているというのはそんなに多くないと思います。ただ、北海道として例えば空知地方、岩見沢中心にかなり大きな研究をしているという情報も聞いておりまし、各町村においてもそれぞれ研究がされているということになりますので、これから具体的な数字が出てくると思います。現在はまだ掴んでおりません。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） ありがとうございます。これからやはりこのコロナ禍という中で農業のスマート農業というのもどんどん加速化していくのだと思います。それでその美深町としても農業の方でそういうことを進めていくにあたって、初期から導入しながら発展していくというところに関しては、私すごく賛成するところなのですけれども、やはりその先日の南議長から言わされたように各分野にそのＩＴというものが導入されつつある中で、そういうところにやはりコロナ禍を機にやってみようという農業者の方って結構意欲が湧いているところがあるのだと思うのですけれども、そこに関していうとその全般的な、一体的なそのＩＴに対する支援というものを検討しなかったのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山崎農務課長。

○農務課長（山崎義典君） 今回の補正予算についてはＩＣＴを先行して事業を進めたというところでございます。ご承知の通りＩＣＴについては、あくまでも衛星通信そういうものを受け取って正確な作業を行うという、いわゆる機械を導入してそういう中継基地を設置することによって、皆さんを利用することができるというような部分がございまして、やはり各農業者の意見も当然ございました。そういう中で先行して入れて来たという状況がございます。もう一方でそのスマートと言われる中で、ＩＯＴだとかＡＩだとか、この部分については様々な耕種であるとか機械だとかというものがございます。この部分につきましては、やはり総合計画の見直しということも当然ございますので、今関係機関含めて今後の支援ということをきっちと検討しながら今後対応していくということになると思っております。以上です。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今回の補正に関しまして、他の議員の方からも指摘がありましたように項目は非常に多岐にわたるということで、かつてない補正の内容だと思っています。質疑にあたっても、たくさん聞きたいところがあっても3回という1つの制約がある中で十分に質疑が出来るかというのもちょっと非常に不安なところもあります。慎重な審議をしなければいけないという観点からすると、ちょっとこれらの問題については無理があるのかなというように懸念するところではございますが、とりあえず今の状況の中で出来ることを私なりに項目を絞って質問したいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思います。まず1つ目については、地域の木材利用促進事業についてです。資料提出を求めて資料を頂きました。ここで資料の中には利用状況についての資料提出を頂くように求めたところでございまして、相当数回数の施設の利用があるのでなということがわかりました。しかし、この図面からしますと、これらの会議が実際にこの建物2階建てでしたよね。2階を使っての会議なのか、当面下の部分で考えられるしたら玄関から入った正面の今トイレに改修しようとしている部分の会議室なのかな。何室か分かりませんが。その利用なのか。その辺のところを1つ聞きたいということと、それからこれらの利活用について2階でやっていたのであれば、旧来通りに2階の使用で十分なのではないかと。あるいはこれらについて手狭であったり、コロナの関係もありましょうが、それについて別な施設等、わざわざここに改修のその意義があったのかということをちょっと聞きたいのです。というのは、資料提出の中に天塩川自然学校の改修について資料の提出を求めました。そこでは同じように、林業関係の方々が利活用する中では、既存の会議室について流しだとか棚だとかを撤去して大きなスペースに極力して会議が開けるような施設に改修しようと

しています。そうであるならば、これらの会議開催については、ここを先程同僚議員からも利活用についてどう考えているのだという質問もございましたが、利活用の中でこれは安全衛生教育ですとか、あるいは担い手の教育の場所をこの場所に使ってやればここにお金を掛ける必要がないのではないかと思うところですが、それらのことについて考え方を聞きたいと存じます。いわゆるその、木質化改修をするというコロナの予算を活用して改修するというその緊急性というものがあるのかどうかという観点からお聞きしたいと存じます。それからこれらの改修にあたってこれは図面を見ますとかつての管理者の居宅だった場所を壁等を取り払って会議室のようにしていきたいというような意向だと思いますが、これらについて、林業関係者からの要望などが実際にあったのか。あるいはあったとしたらどの時点で、どのような形で要望としてあがってきたのか。その経緯とそれから今回の補正予算編成のプロセスの中でどうそれを取り扱ってきたのか。その点について3点目お伺いします。それと地域木材の利用促進の状況、非常に木材の需要が落ち込んでいるということで、これらの対策を進めようとしているのだと思いますが、町全体の総体としてこれらの促進の状況がどのように数字の中で示されているのかということ。さらにはこの改修事業を進めることで経済効果といいますか。これは工事含めての800万ということでございますから、それで具体的に木材の需要の部分でどの程度の経済効果が上がるのかということを聞きたいと思います。それと先程の予算編成のプロセスの話にもまた関わってきますけれども、実は本件の予算の中でも美深消防署の救急車の整備ですとか、それから消耗品の問題、被服費の件について予算計上になっておりますが、去る8日の日にこれらについて上川北部消防事務組合の臨時議会がございました。その折に、コロナ対策として名寄消防署においては心臓マッサージシステムの購入を予算の中にあげておりますし、その導入の理由は救急隊員の感染リスクを非常に軽減させるために必要だと言うことで名寄消防署と風連の消防署の2つにこれを導入したいということの予算計上でした。しかし美深にあっては、この予算計上がなかったことについて疑問がございましたので質疑をしました。これらは管内では名寄が入れることは初めての取り組みだということです。管内全体の中であってはですね。今後については、導入のことも検討課題になるだろうというそのような答弁を頂いたところです。そうしますと、これらの情報そのものが各上川北部消防事務組合の管理者の中で情報共有がされていたのかということが1つ疑問にのぼります。非常に救急隊員の感染リスクの削減の部分では、やはりいち早くこれは導入に結び付けるような対応が必要ではなかったかと思いますが、それらの経緯と優先順というか、その辺のところをどう考えて来たのかということで考え方をお聞きしたいと思います。それと次は防災活動強化事業についてです。先程、同僚議員からもお話をございました。総務住民

常任委員会での所管事務調査この中で保管状況が非常にある意味、表現が悪かったら訂正しますが、あまり良い状況で保管されていなかったと。物品についてですね。体育館に押し込めるような形で、これが保管されていたということについて実態を調査し、現場調査をして来たということのお話は伺っています。それについて、早速ですね。改善点を見つけたということについては、予算化したということは非常に歓迎するところです。けれどもこれらの調査を受けた保管状況の実態について、どのように判断して今日の予算化をしたのかというその経緯についてお伺いしたいと思います。それから保管庫の建設にあたっては現在までの備蓄品、さらに今一時新聞紙上でもちょっと出てきましたが、国の基準とする備蓄に足りていない町村の名前にもちょっと上がったような記憶もございますが、今後それらの基準を満たすような形で備蓄をされていくというように思いますが、これらの備蓄品含めて、本当に十分な面積・容量をしているのかということと、その保管にあたっての食料品の保管が今、ある意味間借りの状態ですよね。折角建てるのであれば、その保管庫にしっかりとそれが収納できることを1つのものにきちんと食料も機材も全て保管出来るような体制をすることで迅速な対応が可能かと思いますが、それらが出来なかつたことについてのその理由をお聞きしたいと思います。それと先程来あります、避難所との関係ですね。体育館により非常に近いところということは、非常にベターな判断だと思いますが、しかし搬入時の障害等についてですね。実際にあそこは体育館の雪、大屋根の雪が沢山相当な量が落ちます。それと駐車場スペースの雪、ほとんどがあそこに堆積されるような状態です。それについても地域の方々から盛んに苦情が出るようなそのような状態の場所でもあります。先ほどの質疑の中では、答弁の中では當時排雪あるいは通路の確保はしないのだということですが、果たしてそれで良いのでしょうか。その答弁は、起こりえないだろうという前提にたっての話だというように聞いてしました。やはり、そう考えるともう少し知恵を絞って具体的にすぐ靴の脱ぎ履きをしたり車に積んで下ろしたり、そういう処置がしなくとも敏速にその避難所にものを運べるような、そのような場所にしっかりと備蓄をしていくということをもう少し検討されても良いのではないかと思います。私は、この対応は非常に歓迎するところですが、ただ場所の問題ですね。それは再検討の必要があるのではないかと思っています。例えば、今体育館と第3コミセンの間に渡り廊下があります。渡り廊下の利活用は、今閉鎖の状態で多分中には色々な体育施設の倉庫になっていたり、そんな活用がしているのかなと推測するところですが、あの部分にしっかりとしたこれに匹敵するか、匹敵以上の建物をきっと体育館側の通路と直結して、そういう場所に建設するということもよりベターな方向ではないかと思います。取り分け他の観点からしますと、今美深町の自治会の中で、自らの自治会館を持っているところは、1

7自治会のうちがほとんどですが、未だに間借り状態にあるのは第3自治会と第4、第5自治会の3自治会です。それらが独立して自分達の自治会活動に使用する場所としての確保というのは大きな課題であると思います。こういう機会でありますから、それらを含めて今ある第3自治会を延長するような形で建物を建築し、そこに第3自治会が自治活動ができない大きな欠点は調理施設がないということですね。そこをしっかり作ることで災害時にも色々な食料の炊き出しをしたり、あるいはお湯を沸かしたり様々な対応がとれるのではないか。そのような知恵を絞ると私は予算を通すことには賛成ですが、ただその検討の余地はあるのではないかと思います。その辺のことについて、お考えを聞きたいと思います。それと長くなりますが、もう1点だけ。天塩川自然学校の改修にあたっては、この今やろうとしている既存の会議室の拡張の中で林業関係者の扱い手教育や労働安全衛生教育等の利活用が出来る施設として可能なのか、手狭なのかその辺のところも加えてお聞きしたいと存じます。とりあえず以上です。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） まず備蓄倉庫の関係でありますけれども、冬期間に災害がほぼ発生しないのではないかということを想定してというような、そのように考えているのではないかということでありましたけど、確かに先程から申しているように冬の間大量の雪があの場所に堆積されるのは、これは事実であります。事が起きた時には除雪で対応するというようにお話をしたのですけれども、基本的に体育館に搬入するのは、やっぱりアリーナから入れるのが一番効率的だと考えております。それに一番近い場所というところで、あの場所を選定しているということで本当であれば同じ建物に増設って先程も言いましたけれども、そうしたかったのですけれども、それは構造だとかスペース的な問題、周りの空間の問題等もありましてちょっと難しいということでこのようにしたのですけれども、除雪の担当と確認しまして、今現在ロータリー除雪車が新しくなっていまして、それを用い来るとあそこの通路の除雪は1時間ぐらいで飛ばすだけでありますので、1時間くらいで対応出来ることでありますので、予め開けるのか先程言ったように吹雪等の場合は予め想定出来ますのでそういうことで早めの対応をしていきたいというように思っております。それと備蓄品の関係ですけれども、先程もお話したように市街地500人規模で避難して一定程度その密状態、ソーシャルディスタンスに配慮した避難が出来るようにという思いでのその今回のパーテーションなり簡易ベッドの購入ということになっておりまして、これで最大数だというように今考えております。これを購入すれば、500人そういう状況がちょっと想像できないと言えば出来ないですけれども、500人までは一定程度収容出来るかなと思っております。ですので、今回備蓄品を購入

した以降、追加で購入していくというようなものは、それほど多くないと思っております。新聞等でまだ備蓄が出来ていないという報道がありましたけれども、第1弾のところでマスクですとか、消毒液だとかそういったもの予算ついておりまして、回答した時点ではなかったのですけれども、それは年度内今発注済みですので備蓄は完了いたしますし、パーテーション等もまだ整備されていないというような報道もあったかもしれませんけれども、それも今回の補正で年度内に完了をする予定ということになっていますので、避難に関する備蓄品については、これでほぼ終わるということで。それ以降は毎年食料品の更新、そういうことになっていくと思います。やはり先程も言いましたけれども水の保管がやはり難しくて、こここの備蓄倉庫の暖房を常に入れるということも難しいので、例えばパーテーションなどの装備品と食料を全部一緒にするとすれば、やはりそれなりの建物に併設をするか究極は役場庁舎建て替えなどによってそういったものと災害対策に関する装備を全て整備するというところかなと思いますけれども、今ちょっとその現状は難しいということもありますして必要な資材を全て今回そこに2カ所になりますけれども、配備して体育館に非常に使い場所に両方置けますので緊急の場合は、そうして速やかに対応出来るようにしたいなと考えての設定でございます。以上です。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 林業研修センターの内部改修について、ちょっと一杯、他項目にわたっていましたので答弁漏れがあればまたご質問お願いしたいと思います。まず経過から、質問の順ではなくて経過の方から説明します。この林業研修センターの改修については実は林業団体からの要望が最初にきております。それについては何処を言ってきたかというと、実は今トイレが一カ所しかなくて当然施設も古くて男女兼用になっております。それともう1個給湯室も古くて相当効率が悪いということになっています。そうした中で、施設全体が結構古いですから我々も他にやるとしたら考えないのかという話を投げかけております。そうした場合に出てきたのがこのような内容にまず1点なっております。当然2階には大会議室があるのはあります。そしてもう1つ大きなのは昨年来から出てきて林業大学校が今年からコロナの関係で来られない状態にいるのですけれども、美深の方に現地実習ということで来ます。それで今決まっている部分については、まず山に行くのは冬。ただ山がちょっと吹雪や何かで使えないとなれば、こここの林業研修センターで学習をすると。道有林というか森林室が目と鼻の先ですから色々な学習の場としても適しているのではないかという話でなってございます。それと夏なのですけれども、林協さんの土場と谷口さんの土場の西側で2班に分かれて、ここは夏場は林業機械等の実習の場として行うのですけれども、こうした場合にはやはりトイレだとか、雨が降った時とかに

ここを使用することになろうかと思います。そうした時に当然今の林大の生徒としては、女性も今年度入ってきております。そうした場合にこれは絶対必要だらうと。そして後、実はですね。休憩室も含めた中で中々使い勝手が悪いと、この木質化会議室ということを書いているのですけれども、実は女性のところについては、今1部屋になっております。女性用と書いてあります。そこは当然1部屋トイレを増やさなければならぬので、それによってそれらの全体的な影響するところの改修をしなければならないというのと、色々な休憩だとか会議だとかというのを何とかこの辺を考慮しながらやりたいと。ただ我々はそれだけでは中々あれですから、やはり林業研修センターという大きな目的がありますので、そして美深町で今認証材を町有林でもありますから、それを使って改修して1つはアピールの場としても使いたいと。ましてや林業大学校の生徒達が来るという中で、魅力を感じてもらって1人でも2人でも何年かに美深の方に就職してもらえばいいかなと、そういう環境を整える上にも重要ではないかということで考えた形でございます。それとこの林業センターの改修の木質化においてどれくらいの活性化があるのかということなのですけれども、工事費だとか色々な部分があるのですけれども、木材に関するところは今500万程度の事業費がここには掛かってくるかなと。大工さんのお金とかそういうのもあるのですけれども、ただ500万のうちがどれだけ林業会に今の需要が減っている中、貢献できるかというのはそれは本当のごくわずかなのですけれども、将来的なことを考えた場合にはやっぱりそこは1つの宣伝場所として仁宇布の町産材を利用したところ。そして町内会はこちらで町産材を利用したところということでそういう来る場が多い中では有意義かなと。それと今、町内業者の需要の話も出ていたのでけれども、今のところ美深については美深の木材会についてはチップが相当落ち込んでいるという事はペーパーの使用が中々ない中で落ち込んでいるという事は聞いております。ただ構造材については、今のところ美深大型工事の木造がいっぱい今年はあるので、ただこれがほぼ終了しますので美深以外のところ來ると、やはり4割木材需要は減っているという状況ですから、相当響いております。また道有林や何かの立木販売も今売れないものですから、一旦中止しているという危篤的な状況が木材業界には発生しているという中では実は近隣のプレカット屋さんだと集成材を作るところで聞き取りをしているのですけれども、そこは美深の材を仁宇布の材を今美深の加工業者から加工して二次加工をやっているところに工場検査を行っているのですけれども、有難いことに美深を相当褒めて頂いております。というのは、取り組みもさることながら地域経済が今こういう状態の中で美深の仁宇布の学校があるから何とか今やっていけるというような言葉も頂いて有難い事かなと考えております。ということからを考えると、やはりこの林業研修センターは当然衛生環境を整えること。さらに外

へアピールすること。なお考えて改修に至ったという状況でございます。以上。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 消防の救急の関係で、私の方からお答えさせて頂きますけれども、单刀直入に言いますと名寄消防で心臓マッサージ機を買って、なぜうちで買わないのかといふように聞こえたのですけれども、違いますか。

○5番（岩崎泰好君） そういうことではない。優先順位の考え方を聞いたの。

○副町長（今泉和司君） 優先順位ではなくて、救急体制の問題だと思うんですね。どういうその救急の頻度ですか、あるいはそのそれぞれの署における救急の資機材の配備ですか色々な要因があって、これはそれぞれの消防署の中で対応が違うと思うんですね。今回消防事務組合の補正の中で、名寄市さんと美深町の消防が精査して頂いたのですが、名寄市さんについてはそういった機器の整備によって飛沫感染防止を防ぐという。美深町の場合は防護服ですかそういった体に装備するもので飛沫感染を防ぐということで、ご承知いただいていると思いますけれども、より高度なリスクの高い場合のその感染防止防護服とそれと一般的のということで、今回補正させて頂いているのですが、それと救急車内の除菌の機器という事で、したがって飛沫防止を機械でやるのか防護服でやるのかというそういった考え方なのでしょうけれども、それはそれぞれの署の救急隊員の中の一番これが良いだろうというベストな部分で検討して、そういった結果だと思います。署長会議等も頻繁にやっておりますので、その中で色々な情報交換はあったのでしょうかけれども、そういう結果の中で名寄市さんについては機器の整備、当町について防護服で対応するというそういった結論に至ったという。こういった機器は本当に優れたものなのかどうなのかという、これは検証してみないとわかりませんので、これが良いものだということであれば、そういったことについても考えていかなければならぬと思いますけれども、結果としてしつこいようですけれども機器で守るのか防護服で守るのかというそういった選択の中で名寄市さんと美深町とのちょっと装備するものが変わったというようなそういったご理解を頂ければというように思います。

○議長（南 和博君） 望月教育次長。

○教育次長（望月清貴君） 最後にご質問頂きました、天塩川自然学校の改修の関係でございますが、冒頭荒川議員さんの方からのご質問でお答えも申し上げた通りですけれども、体育施設の所管としまして、これまでスポーツ合宿の受入あるいは自然体験授業の推進というようなことで推進してきてございます。今後も引き続きそのようなことで先程、課長の方から説明ありました林業大学校の方の宿泊等も考えられますけれども現在は、教育委員会の所管の体育施設、スポーツ合宿自然体験授業等ということでの活用でございます。

その上で今回のコロナ対策ということで個室化、あるいは会議室の改善というような内容となるものでございます。

○5番（岩崎泰好君） 第3コミセンとの体育館との建設場所についての答弁がなかったと思う。ただ今のところ建設の場所についての説明はありました。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 申し訳ございません。渡り廊下のところが建設場所としてベストではないかという話だと思いますけれども、見て頂く通り図面では小さいですけれども8m角、このぐらいのスペースが保管所に必要になるということで、渡り廊下の部分をかなり改修してそのようにしたとしても、ちょっとあの部分上手く収まるのかなという印象を受けます。ただ、実際アリーナにこうした装備品を運び込む時に廊下の位置から運んでいくよりは外から入れた方が明らかに近いこともありますので、そういうった場所に出来ないかということもちょっと渡り廊下ではなくて、渡り廊下の間の北側の駐車場、あの辺に出来ないかとか、もしくは今のトレーニングルームのあるところの北側あの辺に出来ないかとか色々現地で話をしたのですけれども、やはりアリーナは奥にあるドアから入れるのが最も早いということで、この場所を選定したということと、後小学校だとか中学校、本当はそちらに備蓄出来ればいいのですけれども中々やはり学校のスペース、体育館そういった余裕もないで、ここについては運んでいく事も想定しなければならないということもありますし、体育館の奥までずっと舗装になっておりますからそういった作業もしやすいという判断での場所の選定でございます。以上です。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今、縷々説明を聞きました。1つには、次に聞きたいのは今説明の中でも触れてきましたが天塩川自然学校の利活用の部分と林業研修センターのその会議室と会議等の活用について二つの場所の改修改築にあたるということですから、それは1つに絞って集中できないのかということが1つです。それと林業研修センターのトイレの改修については、私は異論はございません。当然、今の時代に合ったトイレは改修すべきだと思っていますが、ここでわざわざ改修する必要がちょっとまだ疑問点があります。それについて改めてお聞きしたいのと、それとリーフレットが4千部発行で223万円の予算措置になっていますが、これらの内容は何ページ程度のもので仕上げて単価的にはどのようになるのか。その辺のところを改めてもう一度聞きたいと思います。それと保管庫の建設場所については、様々な現地を見て候補とされるところを検討して、今の場所を選定したということでございますが、これ規模のもの私が言っている説明がちょっと不十分だったかもしれません、今の第3コミセンと同等の間口といいますか。幅といいますか。そ

れをそのまま体育館に持っていくようなわゆるその渡り廊下的なものではなくて、そこにしっかりととした保管場所とそれは当然食料品の保管も含めて建設するのとあるいはそこに災害時に炊き出し等に利活用できる炊事場、一定程度の炊事場。SUN21ですか、COM100ですか、ある程度の大きさの最低限の調理場を備えることも災害にあっての対応には必要なのではないかということでお聞きしたのですが、それらの検討については場所の選定の中では話題にはあがらなかったのかということを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 災害時のその避難所の炊き出しと言いますか、そういった部分まで含めて検討したかということありますけれども、今回そこまで第3コモンセンを改修してこうした設備を整えるというところまでは、検討していないというか、そういう考えはないというかそのように思っております。備蓄の食材が1日分なので長くなければ、やはり炊き出しというのは当然必要にはなってくるのですけれども、日赤で持っているこういう大きな緊急時用の鍋を利用する。もしくはこれはCOM100を利用しようというように考えておりましたので、あそこの場所を改修するといことは担当としては考えていませんし、中々そういうスペースを確保することが出来ないかなと思っておりましたので、そういう考えは持っておりませんでした。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 林業研修センターと天塩川自然学校の一ヵ所を改修してその辺の対策を練れなかったのかというご質問ですけれども、実は今、既存会議室の流し・棚撤去、抗菌フロア化というのは、2つの用途を考えております。1つは冬期間エアリアル等で来た、いわゆるスポーツ合宿的なもののトレーニング室としての考え方。もう1つは今回のコロナに考えてこれぐらいの部屋ですと林大では4人宿泊が可能だろうということで、それで大体の天塩川自然学校の全体の宿泊、林大の人が来られる時のキャパになると。それでそことその布団をある中で1回、1回リネン室に片づけて色々な研修だとか学習の場だとかと設けることはちょっとまずは天塩川自然学校については難しいのではないかと。元々はこの大部屋というとこにガンと入れて何とか対応しようというそもそもの意図、考えだったのだけれども中々それもならないということでそうした場合には元々の研修の場所として林業研修センターを考えていたのですけれども、やっぱりそこはそして一定程度林業団体の要望に基づいてやる中でやっていきたいなというような状況でございます。

○議長（南 和博君） 竹田建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（竹田 哲君） 木材利用促進事業委託料、リーフレットの関係

でございますが只今仁宇布の方で森林認証建築物という事で仁宇布小中学校の建設を行っておりますが、かなり大規模な建物としても学校としても全国的には初という建物になっておりまして、かなり業界含めて全国的にも注目されている建物になっております。現在ですね、もう既に4団体ですね。視察の方が決まっておりまして、これからもどんどん増えると思われます。また完成してからも全国的に視察が増えるということで町産材、道産材のアピールを含めまして学校関係のパンフレットを作成しようとするものございまして、ダイジェスト版と本格的なパンフレットの2種類作成する予定になっております。中身的にはその全国的に注目されておりますので、全国各地から集まつてくる視察に対応できるものを作成したいなと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） まず1点目の地域木材利用促進事業の中身については、一定程度理解をさせて頂きました。予算総体の中では、折角コロナ対策に対する予算ですから様々なものに付けるというのは大事なことかもしれません、しかしその中でも先程来、消防の関係で優先順位の話をさせて頂きました。この消防事務組合にかかる前の町の段階での予算の編成のための補正予算、編成のためのプロセスの中では、いわゆる名寄署が導入しようとしたものについては稟議的にはあがってこなかったという認識でよろしいのか、その確認が1つです。特にあそこが持ったから、うちが持つというのではなくてやっぱりその機械そのものの隊員が感染のリスクを避けるという意味では、名寄市は大きいですが名寄と風連と2カ所にそれを設置するという事ですから、規模的には風連は美深と同じ様な環境の中にある消防署の管轄ですから、そういう意味では他の市町村も優先してこのコロナ対策では導入すべきではないのかなというように1つの疑問が呈したところです。だからそれらについて予算編成の中でそれらが稟議としてあがってこなかったから結果的にはこのような形で我が町も予算措置をしたのかなと思いますが、ただその優先順位の情報共有の部分ではそういった大事なところは優先して不要不急のものについては極力優先順位を考えて予算編成していくべきだと考えるところですから、その辺の考え方について答弁を頂きたいと思います。それと保管庫建設にあたっての関係ですが、答弁の中ではそれらについては考えていなかったというような答弁でしたので、私は予算については保管庫をしっかりと作って対応できることについて、それについては非常に大賛成です。そういうのは方向性で進むのはいいですが、ただ今一度それらの保管庫の建設場所について検討なり協議なりを進めていくというのも大事ではないかと思いますが、提出した以上は曲げられないというのでなくて、柔軟に議会の意見だとか意向を踏まえながらそれらについて検討があるという形で頂けるのであれば、これについても私は賛成していきたいと思っており

ます。3問目ですから、これで終わりますけれどもそれらの前向きな答弁を頂ければと思うところです。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） まず消防の優先順位というそのおっしゃり方をしたのですが、先程答弁を申し上げた通りそれぞれの消防の中で色々なのを議論していると思うのです。隊員が一番その感染リスクをどう防いでいくのかという、そういった結論の中で美深消防については防護服で身を守るという。平常の感染リスクを防止する服とより高度な感染リスク、いわゆる被感染者を対応するためには、こういう防護服というのはあるようありますから、それを45セットずつとあえず配備をするということでやっています。名寄消防署については、規模の大きい小さいではなくて、その救急車の中にそういった機材を装備して機械的に感染防止をするのだというお考え方のようなですけれども、ですからそれぞれのその署の中で議論をして美深町の救急隊員については防護服の方を選択したと。名寄消防の救急隊員については機械でというそういった議論をそれぞれ署長会議の中で、やっているかどうかわかりませんけれども予算要求しておりますから、その時にはやはりそのどういう選択をしたのかという恐らく議論の中で美深はこうです。名寄はこうですということになったのだと思います。したがってA・B二つがあってどっちを優先したとかではなくて、議論した結果美深町はたまたまそういう防護服を選択しましたよということでありますから、ただ機材によるそういった感染防止策が良いものだということになれば、検証した結果やっぱりそこは導入していこうということには当然なるのだろうと思いますので、そこは経過を見守りたいと思いますし、消防署の方から予算要望としてあがってきたものを一切削っておりませんので、そのままこれは予算化するよう補正予算の中に計上したというそういう経過がございます。それと防災資材庫の関係でありますけれども、色々それぞれお考えはあるのだろうと思います。ただ、先程から主幹が何度も答弁しているように一番良い場所、予算を掛けば新しいものを建ててフルスペックのものをドンと建てれば相当いいものが出来るのでしょうかけれども、ただやっぱりまず1つはその体育馆に付けることの構造上の問題、これは当然ありますので、じゃあ渡り廊下でつなぐのかということになりますとそれなりにやっぱり土地もスペースもいるでしょうし、岩崎議員さんおっしゃる通り第3コミセンと体育馆の間ということも、まああそこ車庫とかシルバー人材センターでお付けになっている車庫ありますので、あれを壊して新たな物に建て替えるということも案としてはわかります。ただそれ相当のその予算が当然必要になってくると思いますし、そうなるとこういった緊急対策ではなくて、やはりきっと将来的にやっぱりそこで良いのかどうなのかということも含めて検討しなければならないし、もっとやっぱ

り考えなくてはならないのは 1 カ所でいいのかということですね。資材庫自体が。色々な災害を想定した場合、一カ所が駄目になったら全て資材が使えないということになってしましますので、ただ当面今置く場所がないと非常に体育館の中が一杯いっぱいですし、体育活動にも支障になっているという状況の中で、やはり今ある資材をきしっととりあえず緊急時に即対応出来るような保管庫がこの予算を使って、上手く使って収納したいというのが第 1 次的な考え方です。その中で一番最高とは言いませんけれども、適した場所やはり体育館のアリーナの出入り口に近くてすぐ搬入が可能な場所となるとあそこの場所。ただ冬の問題、確かにご指摘の通りあると思います。でも、それはやはり何とかロータリー車で対応出来るし、冬期間これ全くですね。冬の状況にもよりますけれども、雪の状況にもよりますけれども、全く様子を見ないでそのまま雪ざらしということにもならないと思います。やはりある程度雪が多い年には、ある程度やはり周りの除雪だとか、体育館の入り口のやはり緊急時に即対応できるようにそういった管理の仕方というのはしなければならないと思いますけれども、常に通路を空けるということはそこまでは必要ないのかなというようなことでございます。したがって今回の保管庫については、まずは一カ所にその資機材については収納して運用しやすい体制をつくっていくと。食料品については一時間借りの様な状態になりますけれども、やはり衛生上の問題もありますので、やはり一定程度暖房の入るところで冬期間ですね。暖房の入るところで保管をしていきたいということで第 3 コミセンの 2 階の会議室の一部をお借りして、その中で当面は保管をしていきたいというような考え方を持っています。主幹も触れていましたけれども、役場庁舎もどうしていくかという、やはり検討の時期にきておりますので、その中で役場庁舎だけではなくて、他のその老朽化した公共施設含めてどうしていくのだという、そういう公共施設の維持管理計画の中で一体となって検討して、その中でまた改めてこの資材庫についても検討していかないとならない。やはりリスク分散でやっぱり何カ所かに分ける必要あると思いますので、そういった意味でその辺については今後の検討課題ということで進めさせて頂きたいなと思います。当面はまず一カ所に集中させて緊急時に即対応出来るような体制をとっていきたいというそういうといった思いでの予算措置でございますのでご理解頂ければと思います。

○議長（南 和博君） ここで暫時休憩します。縷々質問に対して理事者側から答弁があつて、一定程度の理解がされていると思うのですが、まだ足りないというところがあれば深い説明の場を設けないとならないと思うのですが、皆さんどうですか。

休憩 午前 11 時 42 分

再開 午前11時46分

○議長（南 和博君） 休憩前に続きまして会議を再開します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 副町長の答弁で大方理解を頂いたのかなと思っておるわけでありますけれども、こここの体育館の横に横と言うか後ろに付ける、土俵の横でありますけれども、ここに付けるということは主従我々内部でも検討はさせて頂いてきましたし、8メートル真四角のものが必要であると。そしてとりあえずはそこに集中して、ただ食料についてはどうしても分散をしなければならない。ここに入るには相当な金が掛かるのだという検討もさせてもらいました。ただ、この時点で私の方も少し物申したのですけれども、出入りをするのに体育館の裏のアリーナと言いますか、その入り口から10何メートルというようなことも話として出ておりました。そこに入れるのにも、車で入れる、人で入れるということ。それから吹雪の日どうする。大雨の夏どうするという議論もさせて頂きました。図面を見てもらったらわかるのではないかなと思いますけれども、大きな雨除けといいますか、吹雪除けといいますか。ということも改良を加えるような、少しまだ金も掛かるような状況になったわけでありますけれども、そういうことも検討させてきたつもりであります。したがいまして、将来のことは別にして今時点での場所を何とか認めて頂きたいというのがお願いでございます。ただ、岩崎さんの言われる部分、3町内、さらには4町内といいますか5町内といいますか、コミセン等を我々持てないのだというようなお話を聞こえた部分もあるのですけれども、それらの部分の議論は実は私が町長になる前から議論があったところでありまして、1つの結論が出た方向で将来の課題として大きな課題として残っている。そのことは承知をしているつもりであります。ただ、それが近々改善できるかという部分は非常に難しい課題があるなと思っております。そういうことも踏まえて、ただ全体的な建物の将来構想、役場庁舎含めてでありますけれども、という中ではそういうことも含めてどうやって検討していくかと。そして各自治会が各施設を今持っている状況でありますけれども、調理場がないのだという部分もあるかもしれませんけれども、それはそれとしてそういうことも含めて頭に入れながら我々は検討しているつもりでありますのでご理解を頂いて何とかこの体育館横の施設改修と言いますか、資材倉庫の建設については原案通り認めてほしいなと思っているところでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第47号について採決をします。議案第47号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第5号）に賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（南 和博君） 賛成多数です。したがって議案第47号は可決されました。

◎日程第12 議案第48号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算
(第2号)

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第48号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第48号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第48号について採決します。議案第48号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第48号は可決されました。

◎日程第13 議案第49号 令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第49号 令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第49号に関し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第49号について採決します。議案第49号 令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第49号は可決されました。

◎日程第14 同意第13号 教育委員会委員の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第14 同意第13号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 同意13号 美深町教育委員会の任命について提案説明を申し上げます。現在教育委員としてご活躍をいただいております。清水満寿美さんはこの9月30日をもって3期10年9ヶ月の任期が満了となるわけでございます。引き続き本町の教育委員として任命致したく議会の同意を求めるものであります。なお、清水さんは昭和37年3月11日生まれの58歳であります。現在は株式会社北洋銀行美深支店に努められております。清水氏におかれましては、この間学校給食センターの建設や特色ある教育の推進など本町における多くの教育課題に対し貴重なご意見を頂き責務を果たされてきております。これまでの豊富な経験を活かして本町教育行政の推進にご活躍頂けることを期待しているわけであります。本町の教育委員として再任でありますけれども任命いたしたくご提案を申し上げますので満場のご同意を頂けますようよろしくお願い申し上げます。以上が提案理由であります。公職等の履歴でありますけれども平成18年7月から平成19年2月に美深町立の美深小学校改築検討委員をされたわけであります。さらに19年9月から平成21年の9月まで町づくり推進町民会議の委員等もお努めでございます。

さらに、21年12月から現在まで美深町教育委員としてお勤めさせて頂いている訳でございます。なお、現職でありますけれども、さらに細かいこと等あろうかと思いますけれどもご理解を頂きたいと思っております。以上です。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから同意第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。討論は省略し、これより同意第13号を採決します。なお、この採決は起立によって行います。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって同意第13号は同意することに決定しました。

◎日程第15 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第15 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案の提出についてを議題とします。本件の提出者は藤原議員。賛成者は小口、中野、荒川、名取各議員です。この際、提出者の藤原議員から本件の趣旨についてご説明頂きます。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 意見書案第3号について説明をいたします。意見書の名称は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてであります。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記の通り意見書を提出させて頂くものであります。提出者は、私藤原。賛成者は小口、中野、荒川、名取の各議員であります。意見書案の提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、そしてまち・ひと・しごと創生担当大臣に宛てるものであります。それでは意見書の内容を朗読させて頂きます。新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなってきております。地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後的地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されております。よって、国においては令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現できるよう強く要望するものであります。1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額を確保・充実をすること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財政調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されていることから万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても地方消費税を含め弾力的に対応すること。4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに国税・地方税の政策税制については積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。以上を地方自治法第99条の規定により意

見書として提出するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第3号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第3号について採決します。意見書案第3号について採決します。意見書案第3号の提出について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって意見書案第3号は原案の通り可決し意見書を提出することに決定しました。

◎日程第16 意見書案第4号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第16 意見書案第4号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は五十嵐議員。賛成者は岩崎、和田、齊藤、田中各議員です。この際、提出者の五十嵐議員から本件の趣旨について説明を頂きますが、本人欠席しておりますので5番岩崎議員に代読して頂きます。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 意見書案第4号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出について提案をさせて頂きます。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記の通り意見書を提出する。令和2年9月18日提出。美深町議会議長南和博様。提出者はご案内のように五十嵐議員でございます。賛成者、和田、齊藤、田中そして私岩崎でございます。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣でございます。意見書案につきましては、次のページの案の朗読をもって説明に代えさせて頂きます。軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書案。軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使われる軽油に設けられている免税制度が平成30年3月末で廃止される予定

となっていましたが、索道事業者等からの強い要望により3年間延長措置が認められ、令和3年3月末での適用期限を迎えます。索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなればスキー人口の減少等から現在できえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。当町内でのスキー場におきましても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。よって国において、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業の経営が圧迫され、地方経済を支えている産業の衰退を招くことのないように、軽油引取税の課税免除措置を継続するように強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。議員各位のご賛同いただきますようお願いを申し上げまして意見書の代読に代えさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第4号について採決します。意見書案第4号の提出について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって意見書案第4号は原案の通り可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第17 意見書案第5号 種苗法の改定に関する意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第17 意見書案第5号 種苗法の改定に関する意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は田中議員。賛成者は、岩崎、和田、齊藤、五十嵐各議員です。この際、提出者の田中議員から本件の趣旨についてご説明を頂きます。

2番田中君。

○2番（田中真奈美君） それでは意見書案第5号についての提案説明をさせて頂きます。意見書案第5号 種苗法の改定に関する意見書の提出について。地方自治法第99条及び

会議規則第14条の規定により下記の通り意見書を提出する。提出者は私田中。賛成者は岩崎、齊藤、和田、五十嵐議員でございます。提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣であります。趣旨について次のページを朗読して説明とさせて頂きます。種苗法の改定に関する意見書案。種苗法改定案は先の通常国会で継続審議となりました。農業競争力強化支援法が2017年に施行し、公的試験機関が長年の研究、品種改良で蓄積してきた種子生産に関する知見を民間企業に提供することが義務付けられ、種子の開発、生産、普及の事業が公的機関から民間企業に移ることとなりました。種苗法改定案はこの農業競争力強化支援法にもとづくものであり次の問題点があります。種苗は農民の長年の努力によって食料を作るために次代に引き継がれ、改良を繰り返され、種苗交換会などを通して在来種をはじめ、優れた種苗は全国各地に広がり歴史的にも公共の財産といえ、本来利益を目的とするものではありませんでした。今日、サツマイモなど種苗の自家増殖で生産されているものも多くあり、自家増殖の原則禁止、自家増殖の許諾制導入の種苗法改定案は、安定的な食料生産と農民の経営を脅かす危険性があります。遺伝子組み換え種子など世界に出回る種子の7割が多国籍企業によって生産され育種権者保護の名目で多国籍企業の種苗の独占が進むことで食の安全・安心が脅かされる危惧が消費者・国民に広がっています。また、自家増殖が国内品種の海外流出の要因という指摘がありますが、国民の食を支えてきた優れた種苗を守る為には、従来国が行ってきた海外での品種登録をさらに積極的に進めることが現実的といえ、実際他国も自国の品種を守るために日本での品種登録を進めています。よって以上の理由で種苗法改定案の取りやめを強く求めます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。各議員の賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので意見書案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから意見書案第5号について採決します。意見書案第5号について採決します。意見書案第5号の提出について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（複数挙手）

○議長（南 和博君） 賛成多数です。したがって意見書案第5号は原案の通り可決し意

見書を提出することに決定しました。

◎日程第18 議員派遣の件

○議長（南 和博君） 次、日程第18 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第122条の規定によってお手元に配布のとおり議員派遣を承認したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件は承認と決定しました。

◎日程第19 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第19 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査項目につきまして閉会中の所管事務調査の申し出です。本件申し出の通り承認したいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定します。これで本定例会に付議されました案件の一切を終了しましたので会議を閉じます。これで令和2年第3回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦労様でした。

閉会 午後12時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長　南和博

署名議員　岩崎泰好

署名議員　藤原芳幸